

平成30年 9 月宮崎県定例県議会
環境農林水産常任委員会会議録
平成30年 9 月19日～21日

場 所 第4委員会室

平成30年 9 月 19 日 (水曜日)

午前 9 時 58 分開会

会議に付託された議案等

- 議案第 1 号 平成30年度宮崎県一般会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 6 号 国営西諸土地改良事業 (一期) 執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について
- 議案第 7 号 農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて (別紙 1)
 - ・県が出資している法人等の経営状況について
 - 一般社団法人宮崎県林業公社
 - 公益財団法人宮崎県環境整備公社
 - 公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター
 - 公益社団法人宮崎県農業振興公社
 - 一般財団法人宮崎県内水面振興センター
 - 一般財団法人宮崎県水産振興協会
 - 一般社団法人宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金協会
 - 一般社団法人宮崎県家畜改良事業団
 - 一般社団法人宮崎県酪農公社
- 環境対策及び農林水産産業振興対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・「平成30年 7 月豪雨」による林業関係被害について (確定)
 - ・宮崎県環境計画 (改定計画) 平成29年度 of 取組状況
 - ・第七次宮崎県森林・林業長期計画 (改定計画) 平成29年度 of 取組状況
 - ・川内川水系河川白濁に係る水質改善対策等について
 - ・野生鳥獣による農林作物等の平成29年度被害額について
 - ・第七次宮崎県農業・農村振興長期計画 (後期計画) 平成29年度 of 主な取組について
 - ・第五次宮崎県水産業・漁村振興長期計画 (後期計画) 平成29年度 of 主な取組について
 - ・野生鳥獣による農林作物等の平成29年度被害

額について

- ・平成30年産早期水稻の作柄と価格の動向について
- ・五ヶ瀬川水系のアユ資源調査結果等について
- ・アフリカ豚コレラ・豚コレラの発生状況及び本県の対応について

出席委員 (7 人)

委 員 長	二 見 康 之
副 委 員 長	野 崎 幸 士
委 員	濱 砂 守
委 員	西 村 賢
委 員	高 橋 透
委 員	重 松 幸次郎
委 員	来 住 一 人

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環 境 森 林 部 長	甲 斐 正 文
環 境 森 林 部 次 長 (総 括)	福 嶋 清 美
環 境 森 林 部 次 長 (技 術 担 当)	福 満 和 徳
環 境 森 林 課 長	城 戸 竹 虎
みやざきの森林 づくり推進室長	美 戸 司
環 境 管 理 課 長	富 山 典 孝
循 環 社 会 推 進 課 長	蕪 美 知 保
自 然 環 境 課 長	黒 木 哲 郎
自 然 公 園 室 長	大 岩 根 充 明
森 林 経 営 課 長	日 高 和 孝
山 村 ・ 木 材 振 興 課 長	三 重 野 裕 通
みやざきスギ 活用推進室長	田 原 博 美

林業技術センター所長	廣津和夫
木材利用技術センター所長	下沖誠
工事検査監	長友善和

事務局職員出席者

議事課主幹	木下節子
議事課主任主事	三倉潤也

○二見委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

日程につきましては、お手元に配付いたしました日程案のとおり行うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前9時58分休憩

午前10時1分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○甲斐環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。よろしくお願いたします。

座って説明させていただきます。

お手元に配付しております環境農林水産常任委員会資料の表紙をごらんいただきたいと思います。

本日の説明事項は、予算議案が1件、報告事

項が4件、その他報告事項が5件でございます。

まず、Ⅰの予算議案といたしまして、議案第1号「平成30年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）」についてですが、これにつきましては後ほど説明いたします。

次に、Ⅱの報告事項につきましては、損害賠償額を定めたこと及び地方自治法、宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例に基づきまして、県が出資している法人等の経営状況について報告するものであります。

当部所管の法人としましては、一般社団法人宮崎県林業公社、公益財団法人宮崎県環境整備公社、公益社団法人宮崎県林業労働機械化センターの3法人であります。

次に、Ⅲのその他報告事項は、宮崎県環境計画——改定計画でございますが、平成29年度の取り組み状況など、5項目を報告いたします。

それでは、1ページをお開きください。

1の歳出予算集計表（課別）についてであります。

この表は、議案第1号に関する歳出予算を課別に集計したものでございます。

今回の補正予算につきましては、国の補正予算に伴いまして、平成30年3月の新燃岳降灰被害のあった原木シイタケ生産者に対して、ほだ木造成を支援するためをお願いするものであります。

一般会計で、表の中ほど、補正額Bの列の小計の欄にございますように、1,516万円の増額をお願いしておりまして、補正後の一般会計予算額は、補正後の額Cの列の中ほどの小計にございますとおり、213億4,761万2,000円となります。

この結果、補正後の予算総額は、一般会計と特別会計を合わせまして、同じくCの列の一番

下、合計欄にありますとおり、225億9,709万1,000円となります。

次に、2の繰越明許費についてであります。

これは、表にありますとおり、自然環境課の事業で関係機関との協議に日時を要したために工期が不足し、翌年度への繰り越しをお願いするものであります。山地治山事業3カ所で、2億5,460万3,000円でございます。

私からの説明は以上であります。各説明事項の詳細につきましては、それぞれの担当課長・室長が説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○三重野山村・木材振興課長 山村・木材振興課の補正予算について御説明をいたします。

平成30年度9月補正予算歳出予算説明資料の29ページをお開きください。

当課の補正額でございますが、一般会計で1,516万円の増額であります。この結果、補正後の額は、右から3列目ですが、一般会計、特別会計、合わせまして51億7,855万4,000円となります。

31ページをお願いいたします。

予算の増となりました事項は、シイタケ等特用林産物振興対策事業費でございまして、これは下の説明欄にあります新規事業「原木シイタケ生産回復緊急支援事業」の措置をお願いしているものでございます。

詳しい内容につきまして、委員会資料のほうで御説明させていただきます。

環境農林水産常任委員会資料の2ページ、3ページをお開きください。

まず、事業が必要となった背景を資料の右側3ページのほうで御説明をさせていただきます。

平成30年3月の新燃岳噴火に伴う降灰が収穫

最盛期と重なりましたため、都城市、小林市、高原町の2市1町におきまして、29件、4,328万円の被害が発生してございます。

被害状況でございますが、降灰により、シイタケのほだ場が写真のような、灰が全体にかぶった状況になりまして、生産者はこの中から灰がかぶったものが少ないものを選び出し、収穫すると。水で流したり、はけで払ったりして灰を除去するものの、灰が非常に微細な状況でございますので、乾燥すると、ひだの間に灰が残るという状態になります。

このため、生産者は、廃棄処分や入札市場への出荷停止等により、大幅に所得が減少となっております。甚大な経済的損害をこうむっているというところでございます。

この産地はもともと、県内の乾シイタケ生産量523トンのうち、14%に当たります75トンを生産するほか、比較的規模の大きな生産者が多いという特徴がございます。

このように、産地におきましては、生産再開意欲はあるものの、通常であれば、当年春の収入を元手に翌春の植菌を行うところ、その元手がなく、来年春の植菌に向けた経費を確保できていないという状況にございまして、私どもとしては産地存亡の危機というふうに捉えてございます。こうしたことから、今回の緊急支援措置をお願いするものでございます。

左側2ページにまいりまして、まず1の事業の目的でございますが、先ほど御説明させていただいたような状況に鑑みまして、県産ブランドを守る上で重要な産地の維持・存続を図るという観点から、緊急対策として生産再開に必要なほだ木造成に対する支援を行うというものでございます。

2の事業の概要でございますが、予算額につきましては1,516万円、財源は国庫1,137万円の一般財源379万円、事業期間は本年度限り、事業主体は市町、事業内容は、今回、被害のあった生産者に対しまして、平成31年春植菌分のほど木造成について支援を行うものです。補助率は、国2分の1に県6分の1を上乗せいたしまして、3分の2以内としております。

これらの事業効果として、原木シイタケ生産量の回復及び生産者の経営安定化、県産乾シイタケの生産量の維持・増加などの効果を期待しているところでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

議案についての質疑はありませんか。

○重松委員 シイタケの廃棄処分が行われていますが、生産量は書いてあるんですけれども、この廃棄処分されたものは重さでいうと、どのぐらいになりますか。

○三重野山村・木材振興課長 申しわけございません。廃棄した量につきましては、把握してございません。

ただし、私どもの聞き取りによりますと、生産者の収入減の程度というのが、例年のその収入に比べますと、3割から4割の水準というふうになっておりますので、通常収穫できたであろうものに対して、3分の2程度を廃棄せざるを得なかったという状況になったと推察してございます。

○重松委員 わかりました。

そもそも、お米でしたら共済とか保険をかけられるんですけれども、このシイタケについてはそういう保険が適用されなかったという話を

伺ったことがあるんですが、今後また同じようなことがあった場合を含めて、何かそういう保険というものが考えられないかと思うんですね。

○三重野山村・木材振興課長 委員御指摘のとおりでございます。現在、シイタケにつきましては、共済制度の対象となっていないところでございます。こういった状況に鑑みまして、シイタケにつきましても、平成20年代前半の風評被害による非常に激しい価格低下といった時期を経ておりまして、生産者の皆さんの努力であるとか、関係の皆さんのいろいろなお力添えによりまして、ことしの秋、来年から始まります国の収入保険制度のほうで、シイタケについても対象にするという方向性が出されたところでございます。

○重松委員 わかりました。しっかり守っていただきたいなと思います。

○高橋委員 このほど木造成支援の、いわゆる生産の手法は変わらないんですよね。

○三重野山村・木材振興課長 委員御指摘のとおりでございます。生産の方法については変わりございません。

○高橋委員 ふと疑問に思ったのは、また新燃岳が噴火すれば、せっかく造成しても、また被害に陥ることはあり得るわけで。なかなか難しいんでしょうか、その屋根をつけるというのは。一般的な野菜では降灰事業でそういう対策をとっているわけで、ふっと、何かそういうのは無駄になってしまう可能性が出てくるんじゃないかと思って、ちょっと尋ねてみたんです。その辺の研究はなさっていないんですか。

○三重野山村・木材振興課長 まず、今回の被害が非常に深刻になったというのは、収穫最盛期といいますか、ことしは春先が非常に寒くて

一気に暖かくなったということで、本当に現地に行ってみますと、数十年に1回の大豊作という時期でした。そういった大豊作の時期にたまたま降灰が入ってしまったことで、被害がかなり大きなものになってしまったという特殊な事情があったことが一つでございます。

もう一つ、防除の方法の話なんでございますが、正直申し上げまして、人工ほだ場造成というやり方でやるのも可能なんですけど、今回被害を受けました農家さんのところを見ますと、人工ほだ場でもやはり通気をさせるということは必要なので、微細な灰が入り込むということはあるのかなと考えてございます。

じゃ、今後、こうした気象リスクだとか、災害リスクを抱える中で、シイタケ生産をどうしていくかということなんでございますが、先ほど重松委員からの御指摘にもありましたように、収入保険制度というものがこれから始まりますので、そういったものを生産者のほうには指導しながら、長期的な経営リスクに耐えられる経営というのをやっていただくよう、指導していきたいと考えてございます。

○高橋委員 3ページに示されている地域というのは、火山灰が常々降るところですよ。だから、微細な灰のそういう影響を受けていらっしゃるんでしょけれども、たまたま今回、豊作時に新燃岳の噴火があったということで、こういう対策をとられたんでしょけれども。大分なんかはこういう被害、火山灰の影響というのはないんですよ。

○三重野山村・木材振興課長 やはり阿蘇山が噴火した際に、大分県の南部、豊後大野市であるとか、竹田市であるとか、ああいっぱい山地で影響を受けたということはあるやに聞いてござ

います。

○高橋委員 最初の話に戻るんですけども、何らかの抜本的な対策を考えられないものなのかなと。ほだ木を寝かせる、置くところがちょっと複雑だから、なかなか一般的な野菜みたいにビニールを上にも雨よけするのはなかなか難しいんですけども、そこら辺の研究は始まってないんですね。

○三重野山村・木材振興課長 まず、収穫期に対策ができるかどうか、芽が出てくるかどうかということにもよるんですけど、前回、23年に降灰被害がございましたときに、生産者の方々には水で洗い流すような散水機であるとか、ビニールシートといったものを支援させていただいておりまして、まず芽が出てない時期につきましては、そういったものでカバーしていくのかなと考えてございます。

今回、春先にやはり被害を受けたときに、そういった資機材については充足していますかということもお尋ねさせていただきまして、その点につきましては、前回の支援で手元にあるということでしたので、収穫をしてない時期の対策については、そういったものでカバーしていくようになるものかなと考えています。それらとあわせて、収入保険制度といったもので、実際に今回のような被害を受けたときの対応をやりまして、いろんなリスクに対応できるようにしていきたいというふうに考えております。

○高橋委員 いわゆる降灰予報というのが多分出たりすると思うんですよ。そのときに生産者は灰がかぶらないように対策をとることはあるわけですよ。

○三重野山村・木材振興課長 可能な限り、ビニールシートをかけたりということはやり得る

んですが、実際、今回の状況で申し上げますと、もうそろそろかなという本当に悪いタイミングで降ってしまったところでした。生産者といたしましては、でき得限りの努力はして、こういったことの回避をやるというふうには聞いてございます。

○高橋委員 いろんな今回の被害に対する支援が無駄にならないように、いろいろ研究をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○濱砂委員 今回の関連なんですが、寒冷紗なんかで上を覆っていても、やっぱりこれは防げないものですか。

○三重野山村・木材振興課長 今回の寒冷紗をかけられていた方もいらっしゃるんですが、そちらの農家さんにつきましても、残念ながら被害を受けてしまったと。23年の降灰被害のときと比べまして、粒がかなり細かったといった傾向がございましたので、残念ながらこうした結果になってございます。

○濱砂委員 関連ですが、今、県内の地域別に見たとき、生産量の一番多いところはどこですか。諸塚あたりですか。

○三重野山村・木材振興課長 やはり県北でございまして、諸塚、椎葉、五ヶ瀬、高千穂といったところでございます。

○濱砂委員 もう一点関連ですが、先ほど収入保険制度の話がありましたね。これ、鳥獣被害に、適用できるような保険制度というのはないんでしょうかね。

○三重野山村・木材振興課長 残念ながら、経営の安定化ということで、価格低下——これまで対象でなかった価格、相場が下がったといったものは対象になっているようなんですが、鳥

獣による被害のほうは*今回対象になっていないようでございます。

○濱砂委員 山村部は鳥獣被害が大変なんですよ。何かそんなものの保険制度、申請していくようなことはできないものでしょうかね。

○三重野山村・木材振興課長 その議論は非常に長くございまして、いろんな保険料率の話やらで、なかなか実現に至っていないという状況でございます。この後の説明でもあると思うんですが、ただ被害状況といたしましては、以前に比べれば減少傾向になってきていますので、いろんな対策を打ちながら、被害というか、被害による収入減を減らしていくことを考えています。保険制度については、また私ども、どんなことができるかというのはしっかり勉強させていただきます。

○二見委員長 ほかはいいですか。

では、次に報告事項に関する説明を求めます。

○日高森林経営課長 常任委員会資料の4ページをお開きください。

1の損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告します。

この事案は車両損傷事故でございます。

平成30年7月19日に林業技術センター駐車場奥にあります試験用の山林で、研修用木材を伐採するため、駐車場内を県所有の高性能林業機械——プロセッサ—という機械でございまして、これを移動中、上方に張られていたテレビ線に接触したため、別の林業研修で来所されていた受講者の乗用車にテレビ線が落下し、損傷を与えたものでございます。

林業機械の操作者は、樹木や駐車車両に気を

※26ページに訂正発言あり

取られてしまい、上方のテレビ線との接触に気づくのがおくれたものでございます。

本件は、被害者の方に過失を問うことはできないと判断しており、損害賠償額の2件、31万7,203円は全額県費から支払っております。

再発防止といたしまして、高性能林業機械の移動の際には、必ず安全監視員を配置するようにするとともに、機会あるごとに職員の意識高揚に努めているところでございますが、今後とも再発防止に向けて十分指導してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○美戸みやざきの森林づくり推進室長 報告事項の2、一般社団法人宮崎県林業公社について御説明をいたします。

常任委員会資料の5ページをごらんください。

(1)の設立の目的にありますように、林業公社は、造林、育林等の事業を通して、県土の保全等を図り、もって地域経済の振興と住民の福祉の向上に寄与することを目的として、昭和42年に設立されております。

(2)の社員につきましては、県と12市町村、4森林組合など、合わせて19団体であります。

(3)の組織につきましては、役員は16名で、そのうち理事長が知事、副理事長2名のうち1名が県環境森林部長でございます。また、職員は総務企画課、業務課の2課体制で、事務局次長を含め8名となっております。

(4)の出資の状況につきましては、総出資額は1,350万円で、このうち県出資金が500万円、全体の37%となっております。

なお、林業公社は、(5)の特記事項にありますように、森林整備法人として昭和60年に知事の認定を受けているところでございます。

それでは、次に、地方自治法第243条の3第2項及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づき、経営状況等について御報告をいたします。

平成30年9月定例県議会提出報告書(県が出資している法人等の経営状況について)の43ページをお開きください。

まず、平成29年度の事業報告書についてであります。

1の事業概要をごらんください。

林業公社は、平成19年策定の経営方針及び平成24年に改訂しました第3期経営計画に基づき、経営改善に努めながら、以下の(1)から(7)にありますように、伐採量の平準化計画に基づく計画的な主伐販売や、補助事業を活用した利用間伐などの業務に取り組んでおります。

44ページをお開きください。

平成29年度は、2の事業実績にありますように、保育事業や造林施設事業、主伐林分の収穫調査などを実施し、分収林の適正な管理や収入の確保等に取り組んでおります。

財務状況につきましては、この報告書の181ページをお開きください。平成30年度宮崎県出資法人等経営評価報告書で御説明いたします。

まず、上段の林業公社の概要につきましては、先ほどの委員会資料と重なりますので、省略させていただきます。

次に、中ほどの県関与の状況であります。

人的支援では、右側の平成30年度の欄をごらんください。合計16名の役員のうち、常勤役員は県退職者の1名、非常勤役員は15名で、うち県職員が2名、県退職者が2名となっております。職員数は合計8名のうち、県職員が2名、県退職者が1名となっております。

その下の財政支出等では、29年度は県補助金が5,073万1,000円のほか、右側ですが、公社への無利子貸し付けを行っており、県からの借入金残高は、平成29年度末現在272億7,022万4,000円で、その下の県の損失補償契約に基づく債務残高が61億8,388万5,000円となっております。

また、その下ですが、派遣した3名の県職員の人件費としまして1,584万5,000円を支出しております。

なお、次の主な県財政支出の内容としましては、①林業公社貸付金は、平成29年度は7億8,841万4,000円で、②森林整備事業と③分収林整備高度化事業は、先ほどの県補助金の内訳になります。

次に、一番下の枠の実施事業としましては、林業公社は、分収林事業や、植栽未済地を解消するために、森林所有者から施業を受託して再造林等を行う森林施業受託事業等を行っております。

次に、その下の活動指標をごらんください。2つの活動指標を掲げております。

①の長伐期施業転換面積は、年度ごとの伐採量の平準化を図るため、分収林契約の期間延長に努めておまして、目標値408.4ヘクタールに対して、実績値は497.9ヘクタール、達成度は121.9%、②の再造林率は、目標値80%に対し、実績値は60.2%、達成度は75.3%となっております。

次に、182ページをお開きください。財務状況であります。

表の左側が正味財産増減計算書で、平成29年度の欄をごらんください。

1行目の経常収益は4億7,795万1,000円、その下の経常費用は4億7,482万8,000円となって

おり、当期経常増減額はプラス312万3,000円となっております。

その下の経常外収益は159万8,000円、経常外費用は11万6,000円となっております。この経常外費用は、26年度より適用しております林業公社会計基準に基づき、主伐計画のある森林につきまして、帳簿上の価格を予想される売却価格にまで減額する、いわゆる減損処理を行っておりますが、これまでに計画を超える面積の減損がなされており、平成29年度は減損処理を行う必要がなかったため、前年度と比べて減額となっております。この結果、当期経常外増減額はプラス148万2,000円となっております。

当期経常増減額に当期経常外増減額を加えた当期一般正味財産増減額はプラス460万5,000円となっております、その下の一般正味財産期首残高がマイナス89億8,779万2,000円でありますので、その下の一般正味財産期末残高はマイナス89億8,318万7,000円となっております。

次に、右側の貸借対照表の平成29年度の欄をごらんください。

流動資産と固定資産を合わせた資産の合計は291億4,731万円で、このほとんどが、造林から育林に係るこれまでの投下経費の累積である森林勘定でございます。

次に、下の流動負債と固定負債を合わせた負債の合計は381億3,049万7,000円であり、このほとんどが県及び金融機関等からの長期借入金であります。

なお、資産から負債を引いた正味財産はマイナス89億8,318万7,000円であります。

次に、その下の財務指標をごらんください。

林業公社におきましては、財務指標として3つの項目を掲げております。

まず、①の年度末資金残高は、平成29年度の目標値1億5,000万円に対して、実績値は3億1,997万8,000円、達成度は213.3%、②の主間伐等収入は、目標値5億3,245万8,000円に対して、実績値3億2,730万2,000円、達成度は61.5%、③の経営改善効果額は、目標値7,742万4,000円に対して、実績値1億179万7,000円、達成度は131.5%となっております。

続きまして、中ほどの枠の直近の県監査の状況についてであります。

昨年度の監査におきまして、「債務超過となっており、その額も前年度と比較して増加している。第3期経営計画(改訂計画)の目標達成のため、その着実な取り組みを行うとともに、第4期経営計画においても、より一層の取り組みが望まれる」との要望があり、新たに策定した第4期経営計画に基づき経営改善に努めることとしております。

なお、この改訂計画の実績につきましては、後ほど、別添の資料で説明させていただきます。

次に、一番下の、総合評価をごらんください。

右側の県の評価であります。主伐等の林産物売り払いで、これまでの森林造成に要した経費を賄うほどの収入が確保できていないため、債務超過が続くなど、依然として厳しい経営状況ではありますが、経営改善に積極的に取り組んでおり、目標を上回る収益を確保できたところでもあります。

今後とも、公社に対しまして、さらなる経営努力を求めるとともに、一層の収支改善が図られるよう、厳しく指導・監督を行うこととしております。

続きまして、先ほど申し上げました改訂計画に基づく公社の単年度収支の状況等について御

説明いたします。

資料は、右上に資料1と表示されている一般社団法人宮崎県林業公社の収支実績及び改善効果額についてであります。

表紙をめくっていただきまして、まず、1の第3期経営計画(改訂計画)の策定経緯であります。林業公社は、木材価格の低迷等により資金不足が見込まれましたことから、平成24年3月に第3期経営計画の改訂計画を策定いたしまして、経営改善に取り組んでいるところであります。

次に、2の第3期経営計画(改訂計画)における収支計画及び実績についてであります。表1をごらんください。

計画期間中の単年度収支の計画と実績であります。収入の主なものは、主伐や間伐の売り上げ、補助金、長期借入金であります。支出の主なものは、直接事業費、分収交付金、元利償還金であります。

太枠で囲っております平成29年度は、木材の売り払い単価が計画を上回ったことや、公社自身の経営努力によりまして、表の下から3段目の差引収支が400万円のプラスとなり、この結果、表の一番下の年度末資金残高も3億2,000万円と計画を上回っており、改訂計画に沿った経営改善が行われていると考えております。

次に、右ページをごらんください。

3の林業公社の収支不足を解消するための改善計画に基づく改善効果額であります。これは、改訂計画において、平成29年度までに林業公社が行うべき経営努力や利息の軽減などの取り組みをまとめたものであります。

表の2をごらんください。

1の林業公社自身の経営努力では、上から2

行目の列状間伐の実施や、7行目の計画に沿った収入の確保などで、計画以上の実績を上げております。

また、2の利息の軽減では、金融機関の協力を得まして繰り上げ償還等に取り組んだ結果、計画を上回る利息の軽減が図られております。

これらの改善効果額は、その下の網かけがしております欄のとおり、平成29年度は1億179万7,000円となるなど計画を上回っており、左のページにあります単年度収支での収入の増加や支出の削減につながったものと考えております。

説明は以上でございます。

○蕪循環社会推進課長 報告事項の3、公益財団法人宮崎県環境整備公社について御説明いたします。

常任委員会資料の6ページをお開きください。

(1)の設立の目的にありますように、当公社は、エコクリーンプラザみやざきの運営を通して、産業廃棄物や一般廃棄物の処理等の事業を行うことによって、本県のすぐれた自然環境や県民の生活環境の保全等に取り組んでいるところであります。

(2)の事業参画市町村等につきましては、宮崎市、国富町、綾町と、西都・児湯地区の市町村で組織された西都児湯環境整備事務組合の4団体となっております。

(3)の組織につきましては、役員は16名で、理事長が県職員OB、副理事長及び理事は、県環境森林部長と県央地区10市町村の首長で構成されております。また、職員は総務課など3つの課で、合計13名となっております。

(4)の出資の状況につきましては、基本財産は1億110万円で、このうち県出捐は4,610万円、全体の45.6%となっております。

なお、当公社は、(5)の特記事項にありますように、公共関与による産業廃棄物処理及び一般廃棄物処理を行う廃棄物処理センターとして、平成12年12月に廃棄物処理法に基づく厚生大臣指定を受け、廃棄物処理施設エコクリーンプラザみやざきを整備、平成17年11月から供用を開始しております。

それでは、地方自治法第243条の3第2項及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づき、経営状況等について御報告いたします。

平成30年9月定例県議会提出報告書(県が出資している法人等の経営状況について)の53ページをお開きください。

まず、平成29年度事業報告書についてであります。

1の事業概要であります(1)の廃棄物の円滑かつ適正な処理につきましては、県央地域10市町村の一般廃棄物並びに県下全域を対象とした産業廃棄物の処理を、円滑かつ適正に行ったところであります。

次に、(2)の安心・安全・安定したシステムの運用につきましては、将来にわたる安心・安全・安定した廃棄物処理システムの運用について、万全の注意を払いながら、適切な管理体制の確立に努めたところであります。

次に、(3)の業者への損害賠償請求訴訟につきましては、平成22年4月に提起した損害賠償請求訴訟について、平成29年5月に第一審判決の言い渡しがあり、設計・施工監理を行った株式会社エイト日本技術開発に対し、約11億円の損害賠償金の支払いを命ずるとして、請求の一部が認められたところであります。公社はこの判決を不服とし、平成29年6月、控訴を提起

し、これまでに口頭弁論や弁論準備などが行われまして、控訴審判決の言い渡しが来年の31年1月16日に予定されているところであります。

次に、54ページをごらんください。

2の事業実績につきましては、表に記載しておりますように、一般廃棄物及び産業廃棄物の処理を行うとともに、環境学習啓発や温浴施設等の管理運営を行いました。

次に、経営状況等の詳細につきましては、出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。

同じく報告書183ページをお開きください。

まず、上段の左端に概要と記載されております表につきましては、設立の目的など、先ほどの委員会資料の説明と重なりますので省略させていただきますが、特記事項の②にありますように、県の公共関与による産業廃棄物処理が平成32年度で終了することに伴い、公社によるエコクリーンプラザみやぎきの運営は平成32年度で終了、公社は33年3月31日をもって解散する予定となっております。

次に、中ほどの県関与の状況と記載された表をごらんください。

まず、人的支援の状況であります。表の右側、平成30年度をごらんください。16名の役員のうち、県職員が1名、県退職者が2名となっており、職員数につきましては、13名のうち、県職員が4名、県退職者が1名となっております。

次に、その下の財政支出等の欄をごらんください。

平成29年度の欄であります。県補助金8,000万円は、下のほうにあります主な県財政支出の内容のところの事業名①に記載している宮崎県

環境整備公社運営費補助金のことです。

また、上の欄に戻っていただき、右側の欄にあります県借入金残高、平成29年度欄、1,192万9,000円につきましては、施設整備時に県が貸し付けた1億7,872万5,000円の残高であり、その下の県の損失補償契約等に基づく債務残高2億4,360万円につきましては、同じく同施設整備時に公社が金融機関から借り入れた20億9,000万円の損失補償の残高となります。

このほか、その他の県からの支援等の欄にありますように、県において浸出水調整池補強工事などの費用や運営資金の貸し付けなどを行っております。

次に、ページの下の表をごらんください。

公社では、実施事業の欄にあるとおり、先ほど説明しました4つの事業を行っております。

その下の活動指標をごらんください。3つの活動指標を掲げております。

①の産業廃棄物搬入量につきましては、平成29年度は目標値5,500トンに対し、実績値は7,963トン、達成率は144.8%、②の施設見学者数につきましては、目標値1万2,000人に対し、実績値は1万3,448人、達成率112.1%、③の産業廃棄物処理契約件数につきましては、目標値510件に対し、実績値は949件、達成率186.1%となったところであります。

なお、その下の指標の設定に関する留意事項にありますとおり、3つの活動指標については、32年度で県の公共関与が終了することを踏まえ、29年度の実績をベースに平成30年度の実績予想や31年度の目標値を設定したところであります。

次に、184ページをごらんください。

上段の左端に財務状況と記載された表をごら

んください。表の左端半分に正味財産増減計算書、右半分に貸借対照表を記載しております。

まず、左側の正味財産増減計算書の平成29年度の欄をごらんください。

1行目の経常収益は、市町村からの運転委託料や産業廃棄物処理料金収入などで31億8,751万2,000円、その下の行、経常費用は施設の運転経費や管理費などで33億1,643万7,000円となっており、その下の当期経常増減額は1億2,892万5,000円のマイナスとなっております。

その下の行に経常外収益として公社が保有する産廃埋立枠転用に係る負担金収入として1億812万5,000円の収益がありますことから、3つ下の当期一般正味財産増減額は2,080万円のマイナスとなります。

また、表の下から4行目になりますが、当期指定正味財産増減額は、周辺環境整備基金から宮崎市が実施する周辺環境整備事業に対する補助金などの支出により、1,621万3,000円のマイナスとなっております。

この結果、一番下の行にありますように、平成29年度末の正味財産期末残高は3億807万円となっております。

次に、右側の貸借対照表の平成29年度の欄をごらんください。

まず1行目の資産は48億2,197万1,000円となっており、その内訳は、一つ下の流動資産、これは現金預金や未収金などですが、これが12億1,151万4,000円、その下の固定資産、これは基本財産や土地建物、機械装置などですが、これが36億1,045万7,000円となっております。

次に、その下の負債は45億1,390万1,000円となっており、その内訳は、一つ下の流動負債、これは未払い金や銀行からの短期借入金などで

すが、これが33億8,625万4,000円、その下の固定負債、これは銀行からの長期借入金などですが、これが11億2,764万7,000円となっております。

次に、その下の正味財産は、資産から負債を差し引いた3億807万円となっており、その内訳は、その下の指定正味財産、これは基本財産と周辺環境整備積立金ですが、これが1億4,434万1,000円、また、その3つ下の一般正味財産は、指定正味財産を除く正味財産のことですけれど、これが1億6,372万9,000円となっております。

次に、財務状況の下、左端に財務指標と記載された表をごらんください。①の産廃処理収入につきましては、平成29年度の目標値1億4,500万円に対し、実績値は1億8,445万3,000円、達成率は127.2%、②の産廃収支につきましては、目標値8,900万円に対し、実績値は8,713万9,000円、達成率は97.9%となっております。

なお、財務指標の下の指標の設定に関する留意事項にありますとおり、この2つの指標につきましては、32年度で公共関与が終了することを踏まえ、29年度の実績ベースを踏まえ、30年度や31年度の目標値として設定をしております。

次に、中ほどの左端に記載された直近の県監査の状況であります。昨年度の監査におきましては、指摘事項等はありませんでした。

最後に、一番下の、総合評価と記載された表をごらんください。表の右側上段に記載しております県の評価であります。

まず、廃棄物処理システムの将来にわたる安定した運用を確保するため、施設の老朽化に対して修繕策が検討され、順次、着手することとなったところであります。

次に、活動指標については、目標値をいずれ

も達成しており、良好と認められ、財務指標については、県の公共関与による産廃処理が終了する32年度末に近づくとつれ、産廃搬入者の動向や搬入量の見込みが立てにくい状況になっておりますので、産廃収支の急速な落ち込みが生じないように留意をする必要があると考えております。

また、33年度以降の運営主体である宮崎市への円滑な移行に向けて、県及び事業参画市町村等とともに、計画的な手続や取り組みを実施していく必要があることから、県としてもこれを支援してまいりたいと考えております。

私からの説明は、以上であります。

○三重野山村・木材振興課長 公益社団法人宮崎県林業労働機械化センターについて御説明させていただきます。

常任委員会資料の7ページをお開きください。

こちらの法人でございますが、1番目の設立目的でございますように、高性能林業機械の共同利用や林業事業体の雇用管理の改善、新たに林業に就業しようとする者への就業支援など低コスト林業の促進や林業労働力の確保を目的に、平成7年に設立されました。

2番目でございますが、会員は、宮崎県、宮崎県森林組合連合会、宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会の3団体により構成されてございます。

3番目の組織でございますが、役員8名に職員1名でございます。

出資の状況が4番でございますが、総額900万円で、このうち県が400万円を出捐してございます。その比率は44.4%となっております。

5の特記事項でございますが、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づきまして、林業

労働力確保支援センターとして、知事の指定を受けております。

なお、当センターが行っております林業就業の相談指導や高性能林業機械の共同利用などの事業は、この法律に基づいた事業でございます。

次に、経営状況等を説明させていただきますので、平成30年9月定例県議会提出報告書の185ページをお開きください。

当センターでございますが、地方自治法第243条の第2項には該当しないことから、出資方針等経営評価報告書によりまして、経営状況の報告を行わせていただきます。

一番上の概要につきましては、先ほどの説明のとおりでございます。

次のその下の枠、県関与の状況でございますが、人的支援といたしまして、平成30年度の欄にございますように、役員数が8名、このうち県職員が常勤の専務1名と非常勤の副理事長1名の計2名、県退職者が非常勤の理事1名となっております。

その下の県の財政支出等でございますが、29年度は県委託料が1,281万2,000円、県補助金が1,223万3,000円、県職員人件費が632万円となっております。

この主な内容について、まず県委託料でございますが、②の新規参入(相談指導事業)、④の担い手確保対策事業、⑤の林業青年アカデミー研修事業などがございます。

県補助金の事業につきましては、①の林業木材産業構造改革指標や、③の林業高度技術者養成研修事業となっております。

本法人でございますが、これらの事業を含めまして、その下の実施事業として、1番目の林業にかかわる相談指導から6番目の林業機械の

共同利用まで、6つの事業を運営しております。

その下に、事業の実施状況を評価するため、2つの活動指標を設けてございます。このうち1番目の相談件数及び職業講習会、研修会参加者数につきましては、目標値365人に対して、昨年度実績が412人、②の共同利用機械実働平均月数につきましては、目標値6.5カ月に対して、昨年度実績9.3カ月となったところでございまして、いずれも目標を達成してございます。

次に、186ページをお開きください。本法人の財務状況について御説明させていただきます。左側が半分が一般的な損益計算書に該当いたします正味財産増減計算書、右側が貸借対照表でございまして。

まず左側の、正味財産増減計算書の29年度の状況でございまして。一番上の経常収益が1億1,201万9,000円、ここから2段目の経常費用を差し引きまして、当期経常増減額が702万3,000円でございます。

経常外の増減というのはございまして、ここから法人税を引きまして、当期一般正味財産増減額が700万2,000円となります。この金額に一般正味財産期首残高を加えました一般正味財産の期末残高でございまして、1億2,740万6,000円となっております。

補助金分の資産を区分しております指定正味財産につきましては、補助事業による増と減償却による減を差し引きまして当期指定正味財産増減額が、マイナス199万4,000円となっております。これに期首残高を加えまして、指定正味財産期末残高が、1,472万4,000円でございます。

この結果、財務状況の一番下の、正味財産期末残高は、一般正味財産と指定正味財産分を合

わせまして1億4,213万円となりました。

次に、右側の貸借対照表の29年度の状況でございまして。

一番上の資産につきましては、流動資産、固定資産を合わせまして1億4,712万9,000円、一方、負債につきましては、流動負債、固定負債を合わせまして499万9,000円となっております。資産から負債を差し引きまして正味財産は1億4,213万円となっております。

財務状況を踏まえました財務指標として、①の自己収入比率50%という目標を掲げておりまして、これらに対しましては、昨年度の実績値59.2%となっております。

この上回った理由でございまして、共同利用を行っております高性能林業機械の平均稼働月数が向上したことによりまして自主事業収益が増加したと分析しております。

最後に、経営全体を通じました総合評価でございまして、右側の県の評価にありますように、活動指標及び財務指標ともに目標値を上回っておりまして、特段問題はないと考えております。

こうしたことから、今後も各種事業についてPRや事業体への働きかけを積極的に行い、林業労働力の確保や事業体の経営改善に取り組んでいきたいと考えております。

説明は、以上でございます。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について、質疑はありますか。

○濱砂委員 まず、林業公社ですが、森林勘定の287億5,700万円、これは立米当たりどのくらいの単価で見ているんですか。

○美戸みやぎの森林づくり推進室長 これは投下した経費ということになりますので、9,000

ヘクタール残っておりますのが280億と。1ヘクタール当たり大体550立方ほどございますので、ちょっと計算を。

○**濱砂委員** 1ヘクタール当たり550立方見ているとすると、大体どのくらいになるんですかね。後からでいいです。わかったら教えてください。

この伐採地に対する再造林の達成度が75%くらいですが、やっぱり条件的に、悪いところが残っていくんでしょうね。

○**美戸みやぎの森林づくり推進室長** そのとおりでございます、公社の伐採跡地に対して、いろいろ土地所有者の方に御説明いたしまして、再造林の紹介とか、公社は森林法人として85%の高率補助がありますので、いろいろお願いするんですけれども、なかなか承諾していただけない方がいらっしゃるということでございます。

○**濱砂委員** もうそのまま放置という形になるんですか。

○**美戸みやぎの森林づくり推進室長** 県としても80%以上の再造林は目標にしておりますので、3カ年のうちには再造林できるように、続けて御説明をして、お願いをしていきたいと考えております。

○**濱砂委員** 毎年、伐採して、100%は再造林ができていないということで、平均的にどのくらい残っていくものですか。

○**美戸みやぎの森林づくり推進室長** 現状では4割ほどがやっぱり残っていく状況にあります。

○**濱砂委員** 残っていく。では、放棄地が年々ふえ続けるということですね。

○**美戸みやぎの森林づくり推進室長** そうです。できるだけ減らすような努力はしていきたいと考えております。

○**二見委員長** 関連で、質疑はありませんか。

○**高橋委員** 資料1で改善効果額を説明いただいたわけですが、いろいろと数字がいっぱいあるから、なかなかピンと来ない部分もあったりして。ただ、説明では、いろいろ改善実績が上がったとか改善報告の説明をいただきましたが、債務超過額90億円だったり、県からの借入金は308億じゃないですか。24年3月に24年度の資金不足が見込まれて、あり方の県方針を出された。この計画期間を、どういうふうに総括しているかですよね。頑張ったと。数字的な説明では実績以上の結果を出したとおっしゃるけれど、もともとなる数字が莫大な額なもんだから、次なる改善のために、どういうふうイメージしていいのかわからない。そこを私たちもしっかり確認しておく必要があるなと思ってお尋ねしてみました。

○**美戸みやぎの森林づくり推進室長** 平成26年に林業公社の今後のあり方についての県の方針を定めまして、存続ということで走っておるわけですが、この第3期経営改訂計画の期間につきましては、先ほど御説明しましたように、経営改善効果額が利息の軽減措置とかで実績よりも2,400万ほどプラスになっているということもあわせて、この改訂経営計画の中では努力はしたかなど。26年当時の最終赤字よりも圧縮はできているものと考えております。

今後、結局、分収造林が一番大きな事業となりまして、材価に左右される部分が多いのですけれども、それ以外の部分で、この経営改善とか、あと材価にかかわらず、高く売れるように道を抜いたりとか、そういった手法を用いて、最終年度の赤字をできるだけ圧縮できるようにしたいと考えております。

○**高橋委員** 確かに数字的には圧縮なんですよ。

うけれど、圧縮したその数値の大きさですよ、そこをしっかりと総括すべきかなと思って。何十年もかけて、計画を立てて、80年とか、何かそういう数字を記憶しているんですけど。いわゆる利息の軽減というのは、もう限界に来ていると思うんですよ。だから、あとは、おっしゃったように分収林の収益を期待するわけなんでしょうけれど。そこはやっぱり計画するほうは数字を並べても、現実がそういかないときがあるわけで、今はちょっとある程度安定しているんでしょうが。第3期のこの計画は、実施してどういうふうに総括をしましたよと、次はこうなる、こういうふうにやるんだというところを、しっかりやっていただきたいなということを申し上げたいと思って。

○美戸みやぎきの森林づくり推進室長 第3期経営計画の改訂計画時点で、平成80年が最終年度になるわけですけども、そのときに127億円の債務になるということで試算をしております。今回、平成30年を初期とする第4期経営計画で試算をしましたところ、一応、123億円というふうに圧縮はできておりますので、今後もこの経営改善策を続けて、これ以上の効果を上げたいと考えております。

○高橋委員 平成80年度で127億の赤字が実際に想定されるわけでしょうから、県民から見て、これをどう受けとめるかというところも、やっぱり我々として重く受けとめるべきだと思うんですよ。だから、次なる計画でどういうふうな策を立てるのか、県民がしっかり理解できるところがポイントだと思うので、取り組んでいただきたいと思います。

○甲斐環境森林部長 御指摘ごもっともだと思います。昭和42年に拡大造林を進める上で、個

人で山づくりをされる方、個人でなかなかできない大面積、あるいは奥地——特に県北の森林ですけれども、そこに林業公社ということで、当初造林公社でしたけれどもスタートしたわけでございます。

当時の木材価格というのは、もう十分に補助金なしで回る状況でしたので、全国的に補助金を受けない、借入金だけでスタートをしております。そういうことで、途中、時代が変わりましたけれども、投資した額が正味資産として残っておりますが、一方で借入金があると。非常に長期的な計画が必要な事業でございます。それを中期的な計画でもってつなげていくわけですけれども、このところの少しの改善というか余裕があるようには見えますけれども、御指摘のとおり、まだまだ先は長い事業ですので、ここでの余裕というのをしっかり蓄えながら。長期的には、さらに奥地の山になったりしてまいりますので、こういうときに計画的に道を抜いて、伐採するときに搬出経費を落として収益が上がるような計画を、既にもう今から立てていかなければいけないということで、常に臨戦態勢だと思っております。公社と一緒に、県もしっかり見届け、見守っていきたいと思います。よろしくをお願いします。

○美戸みやぎきの森林づくり推進室長 先ほどの濱砂委員の御質問で、森林勘定の1立方当たりの単価でありますけれども、6,748円で見えます。

○濱砂委員 6,748円というのは、山元の金額ですか。

○美戸みやぎきの森林づくり推進室長 立木の山にあるときの単価でございます。

○濱砂委員 これが市場に出て、平均的に今ど

のくらいになっていますか。

○美戸みやざきの森林づくり推進室長 伐採搬出費用は山で変わってまいりますけれど、大体8,000円程度ということですので、1万5,000円弱ぐらいだと考えております。

○濱砂委員 さっき部長からも話がありましたけれど、正味財産のマイナス90億円、どのくらいの単価ならペイするんですかね。

○美戸みやざきの森林づくり推進室長 今のは森林勘定そのものですので、この7,000円弱が、市場単価で1万5,000円から1万6,000円程度だと思います。

○濱砂委員 今現在の市場単価の計算が1万5,000円って言われませんでしたかね。

○美戸みやざきの森林づくり推進室長 はい、この森林勘定の部分が1万5,000円、実際今が1万1,000円程度ですので、4,000円程度の差はあるということですよ。

○濱砂委員 では、1万5,000円ぐらいで流通すれば、何とか単年度は収支が合うということですよ。

○美戸みやざきの森林づくり推進室長 はい。単年度もそうですし、最終年度もそういうことになろうかと思えます。

○濱砂委員 上がればいいですね。

○二見委員長 ほかに関連で質疑はありませんか。なければ、ちょっといいですか。

この資料1の中で、収入、主伐、間伐等の売り上げについての6年間の実績が出ているわけなんですけれども、なかなか間伐は、売り上げが厳しいのかなというふうにも見て取れるんですが。

まず伺いたいのは、この主伐売り上げですね、ずっと過去5年間については計画を上回る実績

を上げてきたわけなんですけれども、これは要するに一つは木材の単価もあるんでしょうが、販売面積等についてもあると思うんですよ。この24年から29年までの間で、売上金だけじゃなくて、大体年間このぐらいの面積を売っていくんだ、切っていくんだという計画もあるんじゃないかなと思うんですが、そこ辺の計画と主伐面積の関係というのは、どのようになっているのか御説明いただけないですか。

○美戸みやざきの森林づくり推進室長 第3期経営計画では、まず200ヘクタール切るということであつたんですけれども、計画の単価よりも高値で販売できておりますので、大体平均して180ヘクタール程度で済んでいるということでした。

○二見委員長 わかりました。同じく、今度は間伐についてなんですけれども、24年では実績はよかったんですが、その後が大分差があるんですよ。ここのところについては、どのように今考えていらっしゃるんですか。

○美戸みやざきの森林づくり推進室長 間伐につきましては、現実的には間伐すれば補助金の対象になります。最終的な伐採をするときに、その分、蓄積がふえますので、間伐をしたほうが、持ち主さんにとっても公社にとっても有利だと考えて推進しておるところなんですけれども、現状は、土地所有者の方が高齢化していて、今自分の代で、もう現金が欲しいとかという、主伐意向のほうが強くて、なかなか計画が進まないといった状況で減っているというのが一つございます。もう一つは、素材生産者のほうも間伐と主伐だと主伐のほうが、作業効率がよく、また県内の主伐の意向が強いということで、素材生産業者の手持ちも十分あるといったことか

ら、なかなか間伐のほうを敬遠するようなことになっておりまして、こういう状況になっておりますけれども、先ほど申しましたように、やっぱり有利ですので、今後も努力して面積をふやすように努めていきたいと考えております。

○二見委員長 大体わかりました。ただ、先ほど説明いただいた、この長伐期に転換していく面積は大体計画よりか実績のほうが目標を上回っているということだったんですけれども、それに絡ませて、帯状間伐とか、そういったものも一緒にやっていくというような。前に説明を聞いたような気がするんですけれども、そうなってくると、何か計画の話と、間伐の、長伐期にいったときの話と、うまくかみ合わないような感じを受けるんですが、ここはどういうことになっているんですか。

○美戸みやぎきの森林づくり推進室長 長伐期施業につきましても、公社としましては、杉が60年以上、ヒノキが70年以上というのを目標にはしておるんですけれども、なかなかその土地所有者の方の承諾が得られないということで、今年5年とか10年とかを1回延ばすというような手法をとっております。間伐の国庫補助事業のほうで、これまでは5年間は主伐したらだめという形だったんですけれども、それが^{*1}7年に延びたということ。でも今度は7年以内には切るかもしれないという土地所有者の方の意向があると、もう間伐ができないといった状況にございます。

○二見委員長 わかりました。

○高橋委員 53ページで説明がありましたけれども、環境整備公社の、いわゆる損害賠償請求訴訟で11億円の金額の言い渡しがあったけれど、公社はこれを不服としたんですね。この辺の具

体的な数字を、いま一度確認させてください。

○蕪循環社会推進課長 損害賠償請求の一審判決でいただいた部分について、浸出水調整池のほうで沈下した部分について、公社として訴えていたのが、施工監理をしていたコンサルタント側と、もう一つ、そこを施工したJVの建設業者、両方に対して損害賠償の請求をさせていただいております。

そのうち認められたのが、埋め立てを施工した業者には、損害も過失も認められずに、公社部分についての埋め立て枠、公社、コンサルが行った計画とか施工管理に関して損害が認められたということでございます。

そのうちコンサルの損害額のところの部分についても、ある一定時期からは、公社も当然、コンサルが幾ら大丈夫だと言っていたとしても気づいていだろうというふうな形で、過失が2割認定されたものですから、そういった形で一部認められずに、11億という形で判決をいただいたということになっております。

○高橋委員 公社としては、額面で幾らというのがわかると理解しやすいんですけど。

○蕪循環社会推進課長 まず、浸出水調整池について、沈下し、亀裂が入ったところにつきましては、公社としては^{*2}12億円余りの損害賠償の請求をいたしました。そのうち、実際沈下したことの原因以外に、耐震の設備とか、耐震化のために行った事業とか、当然、沈下に伴わなくてもやらなくてはいけなかった分というのが差し引かれまして、全体として、そのうち認定されたのが11億円です。そのうちの7億2,000万ぐらいをコンサル側の責任、そして、残りの

※1 26ページに訂正発言あり

※2 21ページに訂正発言あり

1億8,000万程度を公社側の責任というふうに認定されております。

もう一つ、損害賠償請求を行った部分につきましては、水処理、脱塩をする処理についても、当初予定した能力が発揮できずに、結果的に下水道のほうに持って行って処理をするというような部分もございましたので、その部分についても損害賠償請求をしておりましたが、下水道で処理した部分については、当然、水処理で行うべき部分であるということで、損害が認定されずに、脱塩のための高度処理を行った機械部分について、100%コンサル側の責任というふうに認められたところでございます。

それで、全体で、延滞金を入れて11億というような認定がされたところであります。

○高橋委員 わかりました。

平成32年から、運営主体が宮崎市になるわけですが、この損害賠償について、県もしっかり関与していくわけですね。

○蕪循環社会推進課長 この損害賠償請求につきましては、もう既に、浸出水調整池については対策工事を行っております。そのときに公社に対する貸し付けということで、県が、大体全体の半分程度、残りを参画市町村が貸付金という形で、既に工事を施工して対策を講じております。

ということで、実際、今度の損害賠償の訴訟によって結論が出ましたら、その部分については貸付金の部分を精算するという形になっておりました。昨年の9月に、関係市町村との間で、こういった形で精算するかということで確認書の締結をしており、当初、貸しつけたときと同じような割合で精算をしましょうということで関係自治体とも合意を得ているところであります。

す。

○高橋委員 わかりました。

○濱砂委員 関連でちょっと確認しておきたいんですが。ガラス瓶処理、あそこはピット方式を採用しているんですね。穴の中にガシャンと入れるんですよ。あの改善を、前に一般質問で取り上げて話をしたことがあったんですが、まだそのままの状態なんですか。

○蕪循環社会推進課長 ガラスの瓶については、持ってくるときの収集体制とかがございますので、結果的に混合して入ってきているということで、選別とかそういった機械処理が残念ながら公社のほうの設備にはないものですから、依然としてピットに投げ込む方式で今処理しているというのが実情でございます。

○濱砂委員 長期的な改善しかないだろうと思うんですが、青い瓶とか赤い瓶とか、飲料水が入った瓶等が廃棄物で捨てられて、それを分けなくて一緒に集めるんですね。で、トラック収集車で持ってきて、それを穴の中にボンと落とすものですから、これがバラバラに割れて再利用ができないんですね。だから、青とか赤とか、いろんな色のものが混ざってしまって、それを再加工して利用するのに、この再利用ができないから廃棄しなくてはいかんというところの廃棄料にかなりのお金がかかっていくというような悪循環で。最初そういう方式でつくったので、またかなりのお金がかかるでしょうから、なかなか改善できないんですけど、長期的な考え方として、将来変わるようなときは再利用ができるようなシステムの処理方法というの、また継続して申し送りしていただくといいなと思うものですから、よろしくお願ひします。

○蕪循環社会推進課長 当然、再資源化は大事

ですし、分別とかそういった形も重要なことだと考えております。リサイクルの処理施設の中で、まず入る前に、きちんと選別するというような回収方法のほうもございますので、資金をかけずに再資源化ができるような、そういった対策についても、市町村のほうと協議していきながら体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

○高橋委員 あと1点。

184ページの財務内容ですよ。Cってなっているじゃないですか。何でCかなって。実績値は、たまたま産廃収支が97.9%だけれど、Cはえらく辛い評価だなと思って。AじゃなくてもBあたりにいくんじゃないかと私は思ったんですけれど。

○蕪循環社会推進課長 残念ながら、この公共関与による産業廃棄物での収支は、依然として赤という状況になっておりまして、そういった意味で、財務状況のところの部分については、Cという評価にさせていただきます。

とは言いながら、33年度で終わってしまうもので、ごみ料のほうも難しいし、維持のほうも難しいので、できるだけ負債をためずに資産を後世に残さない形で公共関与が終了できるようにということで、計画的に進めておりまして、今のところ、そういった計画どおり、順調には進んでおるんですが、依然として公共関与で行っている産廃収支についてはマイナスということで、C判定をさせていただきます。

○高橋委員 この目標達成度の①、②の財務指標というのは、この上の財務指標のことですよ。ここで関連して見るものですから。これと別に、いろいろとこう負債があるということで、わかりました。

○二見委員長 関連で質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 なければ、ほかに質疑はありませんか。

○高橋委員 185ページの活動指標の共同利用機械平均稼働月数、これは機械が1台当たり動いた月数というふうに理解していいんですかね。例えば、目標値6.5に対して、実績値は9.3とは、月ということですかね。

○三重野山村・木材振興課長 そのとおりでございます。こちらの法人で、高性能林業機械を今26台保有しておりまして、それは事業体の要望に応じて貸し出しをしている。その稼働がゼロだったらゼロ月、1カ月だったら1カ月なんですけど、それが平均すると9.3カ月は出払っていたというふうな解釈です。

○高橋委員 平成30年度も6.5で目標値は一緒で設定されている意味は、私たちからすると、毎月稼働したほうがいいというふうに捉えるじゃないですか。だから、機械によって、ずっと稼働していると機械にとってよくないんだよという意味かなと思ったんですけれども。この目標値6.5月というのは、その辺なんですか。

○三重野山村・木材振興課長 高橋委員御指摘のとおりでございます。当然、高性能林業機械でございますので、メンテナンスの期間も必要です。またこれはリース事業でございますので、ある法人さんが借りられたら、次の法人さんとの間も当然ありますので、そのあたりを勘案して6.5カ月というふうに設定しております。ということからすると、実は9.3カ月は、ほぼほぼ行きわたっている状態なので、私どもとしては、程度をもう少し下げたいなというのが本音でございます。

○高橋委員 意味はわかりました。これは100%というのが理想的ですよ。だから、貸し出しが、リースが多くなれば、制限をかけないといけないことも出てくるということですよ。機械をしっかり管理をするためにはですね。

○三重野山村・木材振興課長 当然、機械が良好な状態で借りられるということが大事です。御指摘のとおり、過度にならない程度にうまく調整しながら、いろんな事業体さんに活用してもらおうということになろうかと思えます。

○高橋委員 わかりました。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

○蕪循環社会推進課長 先ほど高橋委員の御質問の中で、損害賠償額のところで、私の説明の額が間違っておりました。遅延損害金を入れると、損害賠償の総額というのは、15億円弱程度になるということをごさいます。そのうち認められたのが11億ということをごさいます。申しわけございませんでした。

○二見委員長 暫時休憩します。

午前11時28分休憩

午前11時28分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○城戸環境森林課長 平成30年7月豪雨による林業関係被害について御報告いたします。

常任委員会資料の8ページをごらんください。この表は、本年7月の豪雨による被害を林地、治山施設、林道施設等の区分ごとに取りまとめたもので、7月の閉会中の常任委員会で報告しました速報を確定したものでございます。

表の一番下の合計にありますとおり、15市町

村44カ所で被害額は5億7,807万1,000円となっております。その内訳といたしましては、表の上からになります。林地被害は都城市など5市町村で8カ所、被害の形態は山腹崩壊であります。災害復旧につきましては、国に林地荒廃防止事業などによる国庫補助を申請するほか、県単事業を予定しております。

次に、治山施設被害は、小林市、椎葉村、西米良村で3カ所、過去に林地被害が発生した際に、土どめ工や木柵工などの山腹工によりまして復旧した箇所が再度被災したものであります。

右側のページ中段の写真をごらんください。椎葉村大河内の被災状況であります。連続する土どめ工が想定外の土石流により転倒しております。災害復旧につきましては、治山施設災害復旧事業により国庫補助を申請するほか、県単事業を予定しております。

次に、林道施設災害は、宮崎市など11市町村28路線32カ所となっており、被害の形態は林道のり面の崩壊や路肩の決壊であります。林道施設の復旧につきましては、9月25日から国の災害査定が実施される予定であります。

最後に、木材生産加工流通施設被害につきましては、諸塚村にございます耳川広域森林組合の製材工場の屋根が壊れたものですが、小規模な被害であったため、自力により復旧工事を終えております。

林業関係被害についての説明は以上でございます。

続きまして、宮崎県環境計画の平成29年度の取り組み状況について御説明いたします。

資料の10ページをごらんください。

まず、(1)の概要であります。この計画は、平成23年度からの10年計画を平成27年度に改定

し、平成28年度から32年度までの後期5カ年の計画として、すぐ下に記載しております目標を掲げ、分野別に6つの柱を立て、施策を展開しております。

(2) それぞれの分野別の平成29年度の取り組み状況であります。

①低炭素社会の構築につきましては、枠の囲みにありますとおり、アの二酸化炭素等排出削減では、県が委嘱した地球温暖化防止活動推進員による地域での普及啓発活動や研修会等の開催、イの再生可能エネルギー等の利用促進では、県民向け及び事業者向け研修会等の開催や、市町村が実施する導入可能性調査への補助などを行っております。

11ページをごらんください。

ウの二酸化炭素吸収源対策では、造林下刈り、除間伐への補助、企業の森林づくりへの協定締結などを行っております。

②循環型社会の形成につきましては、アの4R等廃棄物の適正処理の推進では、廃棄物監視員等による立ち入り検査や、産業廃棄物処理業者のトラックスケール設置等への支援、イの環境に優しい製品の利用促進では、県産材を活用した住宅や産直住宅の普及、公共建築物等の木造化、木質化の促進、リサイクル製品認定制度への補助などを行っております。

12ページをお開きください。

③地球環境大気水環境等の保全につきましては、アの地球環境大気環境の保全では、大気汚染の常時監視や工場、事業場への立ち入り検査、有害大気汚染物質のモニタリング、イの水環境の保全では、公共用水域及び地下水の水質環境基準等の監視、合併処理浄化槽の整備費用の一部補助などを行っております。

13ページをごらんください。

ウの化学物質対策では、ダイオキシン類の環境調査や事業者に対する監視・指導、エの環境負荷の低減等では、環境影響評価法に基づく審査、土呂久地区住民の健康観察健診などに取り組んだところであります。

14ページをお開きください。

④生物多様性の保全につきましては、アの生物多様性の確保では、重要生息地研修会の開催や、野生動植物保護監視員の設置、イの人と環境を支える多様で豊かな森林づくりでは、ボランティア団体が行う森林づくり活動への支援や、公益上重要な森林の公有林化の支援、ウの自然豊かな水辺の保全と創出では、サンゴ群集保護のための天敵の駆除、エの自然とのふれあいの場の確保では、自然公園等の利用促進を図るため、遊歩道等の整備などに取り組んだところであります。

15ページをごらんください。

⑤環境保全のために行動する人づくりにつきましては、アの環境教育の推進では、県が設置しました環境情報センターによる環境講座や出前研修の実施、環境教育用パンフレット「みやざき環境読本」の発行、イの環境保全活動の推進では、クリーンアップ宮崎や、みやざきエコフェスティバルなどの取り組みを行ったところであります。

⑥環境と調和した地域社会づくりにつきましては、アの環境にやさしい地域・産業づくりでは、森林組合等が行う地域活動への支援や、緑の雇用事業の研修修了者等を雇用する事業者への支援などを行っております。

16ページをお開きください。

(3) 平成29年度の主な動きについてであり

ます。

上段左の写真ですが、7月にイオンモール宮崎で、環境保全に関する普及啓発イベント、みやざきエコフェスティバルを開催したほか、中段右の写真になりますが、8月に土呂久公害の教訓を次世代に引き継ぐための環境教育の取り組みとして、土呂久エコモニターツアーを実施いたしました。

さらに、一番下の段、左の写真ですが、1月に食品ロス削減の取り組みを推進するため、食べきり宣言フォーラムを開催いたしました。環境計画の取り組み状況の説明は以上であります。

引き続きまして、17ページをごらんください。

続きまして、第七次宮崎県森林・林業長期計画の平成29年度の取り組み状況について御説明いたします。

まず、(1)であります。環境計画と同様に平成27年度に改定し、平成28年度から32年度までの後期5カ年間の計画として、すぐ下に記載しております目標を掲げまして、3つの施策の基本方向に沿って施策を推進しております。

(2)平成29年度の取り組み状況であります。

①人と環境を支える多様で豊かな森林づくりにつきましては、枠の囲みにありますとおり、アの多面的機能を発揮する健全で多様な森林づくりの推進では、森林生態系等の保護・保全・回復活動の支援、イの適正な森林管理の推進では、地域森林計画の樹立・変更や荒廃林地の再造林、ウの安全・安心な森林づくりの推進では、治山事業や保安林の整備などに取り組んだところであります。

18ページをお開きください。

②の循環型の力強い林業・木材産業づくりにつきましては、アの環境や社会経済に配慮した

効率的な森林系の推進では、森林経営計画の作成促進や苗木の安定供給への支援、イの合理的な原木供給体制の整備では、林道や作業道への開設、高性能林業機械の導入支援、ウの競争力のある木材産業の構築では、木材加工流通施設等の整備や林地残材の収集運搬に係る取り組みへの支援などを行っております。

19ページをごらんください。

エの県産材の需要拡大の推進では、住宅の新築予定者へのセミナー開催を初め、公共建築物等の木造化・木質化への支援や国内外のフェア等への出展、オの特用林産の振興では、シイタケ乾燥機などの整備支援、県外・海外でのプロモーションや乾シイタケ料理の店の認定、カの未来を拓く新たな技術開発・普及指導では、林業技術センター及び木材利用技術センターにおいて、コンテナ内の実証試験、杉、大径材やCLTに関する研究などに取り組んだところであります。

20ページをお開きください。

③森林・林業・木材産業を担う山村・人づくりにつきましては、アの山村地域の活性化では、山村集落の定住環境を整備するための治山施設の設置や、林業研究グループへの活動支援、イの林業・木材産業を支える担い手の確保・育成では、森林作業プランナーの育成や、宮崎林業青年アカデミー研修、労働保険掛け金の助成、ウの森林づくり応援団の育成では、若者を対象とした林業現場等の見学などの森林環境教育、ボランティア団体への活動支援などにより県民総参加による森林づくりを推進したところであります。

21ページをごらんください。

(3)平成29年度の主な動きについてであり

ます。

上段右の写真ですが、7月にみやぎ森林・林業女性の会「ひなたもりこ」の交流研修会を開催したほか、中段右側の写真になりますが、11月には、川南町の苗木生産者である林田氏が天皇杯を受賞されました。

さらに、下段右の写真ですが、1月に木材利用技術センターにおきまして、韓国の技術者を本県に招きまして、木造建築の実務研修を開催いたしました。森林・林業長期計画についての説明は以上であります。

なお、お手元の資料2及び資料3につきましては、平成29年度の取り組み状況の詳細をまとめたものでございます。後ほどごらんいただきたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

○富山環境管理課長 22ページの川内川水系河川白濁に係る水質改善対策等について御説明いたします。

まず、(1)水質の状況ですが、県では、長江川の白濁以降、週1回のペースで水質の検査を行っております。

右の23ページ、水質検査位置図をごらんください。

この図は、えびの高原から合流後の川内川までの検査ポイントを示したものです。右下に硫黄山を位置し、①えびの橋から左上の⑨堂本頭首工まで、9カ所の検査ポイントを示しております。

各ポイントの枠内をごらんください。当該ポイントの当初の検査結果と、直近の9月5日の結果を示しております。

右下の①えびの橋や②大原橋を見てわかりますように、噴火当時の検査結果に比べ、今回の

検査結果がよくなっていることがわかります。

しかしながら、これまでの検査結果では、水質はよくなったり、悪くなったりと変動しており、引き続き今後の水質の動向を注視することが必要と考えられます。

22ページにお戻りください。

(2)水環境対策研究検討の進捗状況について御説明いたします。

初めに、①水処理対策についてですが、宮崎大学において、現状の水質改善を目的として、石灰石を活用した中和処理方法の研究を行っており、あす9月20日から実証試験を始める予定です。

24ページをごらんください。

上段に実証試験を行う位置図を示しており、えびの高原のエコミュージアムセンター西側の広場で行います。下段には、試験のイメージを示しておりますが、硫黄山から流れてくる酸性の白濁河川水を取水し、石灰石を敷き詰めた水路に通水することによって中和する試験を行います。

22ページにお戻りください。

(2)①の2つ目のポツにありますように、この実証試験の結果につきましては、10月中旬に結果の速報を受ける予定としており、この内容をもとに、地元えびの市を初め関係機関と連携して、実施可能な対策について検討する予定としております。

次に、②の沈殿物処理についてですが、現在宮崎大学で各種の研究を行っておりますが、結果が出るまでの間、えびの市において沈殿物をしゅんせつし、仮り置きを行う予定としております。今後も宮崎大学の研究を注視しながら、国、県、地元のえびの市とも連携して取り組ん

でまいりたいと考えております。

環境管理課の説明は以上でございます。

○黒木自然環境課長 委員会資料の25ページをお開きください。

野生鳥獣による農林作物等の平成29年度被害額について御説明いたします。

この報告につきましては、農政水産部からの報告でも同じ資料で行われますので、私からは環境森林部で所管しております人工林と特用林産物の被害額を中心に説明させていただきます。

まず(1)平成29年度被害の状況ですが、平成29年度の被害額は、それぞれの表の合計欄にありますとおり、全体で約3億9,800万円で、前年度より約6,000万円、率にして13%の減少となっております。

このうち①の部門別の表で見ますと、2段目の杉やヒノキなどの人工林が約5,800万円で前年度に比べ14%の減少、その下のシイタケやタケノコなどの特用林産物が約1,700万円で、前年度に比べ、同じく14%の減少となっております。

次に、②の作物別被害の状況を見ますと、水稲や果樹などの農作物の被害額が大きく、人工林は4番目、特用林産物は7番目の被害額となっております。

続いて、③の鳥獣別被害の状況ですが、鹿による被害が最も多く、約1億7,800万円、次いでイノシシが約1億3,000万円となっており、前年度に比べますと鹿が15%、イノシシが6%、そして猿が24%の減少となっております。

26ページをごらんください。

(2)被害額増減の要因ですが、②特用林産物につきましては、侵入防止防護柵等の設置が進んだことなどから被害額が減少しました。

また、③人工林につきましても、鹿による食

害、剥皮被害を防止するために設置した防護柵の効用により、被害額が減少したところであります。

最後に、(3)今年度の主な取り組みについてであります。

③特用林産物につきましては、引き続き侵入防止ネットや電気柵、人工ほだ場の設置や施設の維持管理を徹底することとしております。

また、④人工林につきましては、鹿が入りにくいように地表にネットをたるませた強化型防護柵の普及定着や、継続的な維持管理の普及啓発を図ってまいります。

また、捕獲対策につきましては、⑤にありますように、国の交付金等を活用した捕獲事業等の実施により、関係者が連携して捕獲対策を強化するとともに、⑥のイノシシ、鹿等の有害捕獲許可日数の延長など、規制緩和を継続し、効率的な捕獲を推進してまいります。

そして、⑦にありますように、狩猟免許の取得に対する助成や狩猟フォーラムの開催、初心者への技術講習会の実施などにより、狩猟者の育成を図ることとしております。

説明は以上であります。

○二見委員長 それでは、ここで暫時休憩いたします。1時10分から再開します。

午前11時49分休憩

午後1時8分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

では、その他報告事項に関する質疑がありましたらお願いいたします。

○美戸みやぎきの森林づくり推進室長 先ほどの林業公社の間伐についての委員長の御質問のときに、伐採制限を5年から7年になったと回

答いたしましたけれども、29年度の主伐の制限は5年間ということでありましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

○三重野山村・木材振興課長 午前中に濱砂委員から、来年度から始まります収入保険制度につきまして鳥獣被害は対象にならないのかとのお話がございました。最新の情報を確認いたしましたところ、農業共済の生産者向けの6月時点のチラシにはなかった鳥獣被害もその対象になるといったような文言があることを確認いたしましたので、適用に当たっての条件はあると思うんですが、対象となる可能性は高いというふうに考えてございます。

制度のほうをよく勉強をさせていただき、生産者への周知に活用していきたいと考えております。不勉強を反省させていただくとともに、修正の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○二見委員長 それでは、委員の皆様、その他報告事項で質疑がありましたらお願いします。

○来住委員 長江川の白濁に関してですけど、今度、中和の実証試験が行われるので、この実験によって効果があらわれればそれに基づいて今度はいわゆる本格的な施設をつくることになるのかなというふうに思うんですけど、具体的には今からだと思うんですけど、効果がどれほど出たときには、本格的な施設をつくるということになるのかなと。効果がなかったらつくれないわけですけど。そういう点では、効果をどれほど認めたときに実際に本格的な施設をつくることになるのか、おわかりになれば教えてください。

○富山環境管理課長 まず、この実証試験は、中和試験ということで、石灰石を用いてそこに

実際の川の水を流してどれくらいpHが中和されるかということを行います。その効果については、例えば、白根山とか草津とかそういったところでもやはり石灰石を用いてやっているんですが、pHが4とかそこら辺ぐらいまでの中和がされているようです。

ですから、そこら辺までできれば、水質は下流に行くに従ってよくなってきますので、ある程度下げれば、下流で水質が改善されるのではないかというふうなことは考えております。

ただし、この実証試験で行った結果を実際に活用するためには、例えばプラント的なものは大変お金がかかるだろうし、時期もかかるだろうし、現実的ではないのではないかと考えられますので、簡単にできる方法がないかどうか、そこら辺は今後検討していきたいと考えております。

○来住委員 白根山ではもう実際に実証がされているんですか。試験でなくて現実にその本格的な中和の事業がされているんでしょうか。

○富山環境管理課長 白根山と草津温泉、それぞれ中和工場を持っているようです。そこでは、石灰石をスラリー状といいまして、水に溶かして、それで川の中に入れるという方法で中和している事業があるようですが、これはもう昔から続く酸性水の問題でありまして、莫大な金と期間とをかけてつくっているようです。ですから、今回の事例と比較すると桁違いかなという感じはしているところです。

○来住委員 そうすると、実際に今回このえびのにおいて実証試験をやってみて、現地での効果があると出ても、それで本格的な施設をつくるかどうか、それはまだ次の段階で、今の段階ではいつから始めるということは言えないわけ

ですか。

○**富山環境管理課長** まず実証試験の結果を見ることが大事なんですけど、期間的にも余りないもんですから、簡易な方法で、例えば、川の中に石灰石を敷き詰めてとか、そういった方法でできないかどうかということ、この結果を踏まえながら専門家と一緒に検討していくことになるかと思います。

○**来住委員** えびのに限らず、河川の水質検査というのは毎年定期的に宮崎県内でされているんですけど、現実に長江川については、これまで定期的に、そういう水質検査はされていたんでしょうか。

○**富山環境管理課長** 長江川の下流地点で川内川の合流したところ辺は検査地点として、毎年検査をしておりました。ただし、今回のような、例えば有害物質のヒ素とかそういったものは項目として入っておりませんでしたので、今回の白濁を通してそういったものを測定しだしたというのが現実なところですよ。

○**来住委員** 気になったのは、えびの高原に小林のほうから上がっていくと不動池があって、不動池の先のほうになると、ものすごい湯気がいっぱい出ていて、そしてあの道路を通るときも湯気がいっぱい出ていた。そういう状況があって、現地の人に聞くと、昔は相当あそこで硫黄を生産をして、そして加久藤の駅まで運びよったという話を聞いたんですけども、そういう点から見ると、長江川を通じて、これまでも硫黄とかそういうものも結構流れていたのかなと思うんですけど、水質検査をされていたときに、そういうものは、項目になっていたかどうかちょっとわからないんですけど。

○**富山環境管理課長** 私たちの検査のほうでは、

そういった硫黄とかは測定しておりません。過去の文献等の調査というのも大学のほうに今回委託をしておりますので、そういったことも含めて調査結果が出てくるかなとは思っているところです。

○**西村委員** 平成30年7月豪雨の林業関係被害というのを見たときに、つい先日も日向、都農方面でもすごい大雨があつて、県内一円非常に多くの砂防ダムがあるんですが、もう限界までできているところとか、これはもう少し大雨が降ったら次は危ないなとか、周辺体制のチェックとかパトロールとか、それは県がどの程度の頻度で行っているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○**黒木自然環境課長** 県が整備した施設——治山ダムとかそういった施設につきましては、昨年度から点検評価を業務委託して実施しております。個別施設計画といいまして、県が管理しているものを、あとどれくらいもつのか、今どれくらい損傷しているのか、そういった被災の具合を確認して、補修が必要なら今後補修していこうという調査をしているところでございまして、ことしも西臼杵を中心に調査をすることになっております。これを数年かけて調査をすることにしておりますので、またその結果を見ながら補修が必要なものは適時補修をしていきたいというふうに考えております。

○**西村委員** もちろん補修して使用していくのも必要なんですけど、例えば、もっと新規でつくらなければいけない砂防ダム、治山ダムというのは、県内あとのどの程度あるんでしょうか。

○**黒木自然環境課長** 基本的には、要望は国から配分してくる以上にあります。ですから、予算に対して、現在、80%程度しか、国から配分

が来ておりませんので、残りがまだ工事ができないというような状況にはなっているところがございます。ただ、優先順位を確認しながら、緊急なものから順にやっていきたいと。それから、国に対しては積極的にまた予算の配分があるように頑張っていきたいと思っております。

○西村委員 これ環境森林部に限ったことではなくて、県土整備部にも関連するんですが、やっぱり急傾斜地に近いか山に近い集落で1軒2軒あるというところは、中山間地にたくさんあると思うんです。そういうところを多分優先して今後考えていくということなんでしょうけれど、そういうところもぜひ優先していただきたいと思うんですが、優先しなければいけないところと山として守らなければいけないところは、必ずしも一致するとは限らないと思うんですね。命を守るか山を守っていくかとか優先順位は難しいと思うんですが、何かしら予算獲得について、今回も意見書等で国に対して強靱化の予算を獲得するように県議会のほうも訴えていますけれども。今の全国的な水害であったり、土砂災害であったりというものが、これまでの計算してきた雨量と違って、どこの自治体もそうかもしれませんけれど、宮崎県の場合も非常に顕著になりますし、また今までだったら9月後半、10月というのは台風シーズンで、いよいよ台風に備えなければいけないということで、今こうやって決壊したり、道路が破損したところを、これ以上壊れないようにすることも非常に必要だと思います。そういうことにかけても、ちょっと気象が読みにくいこともありますので、早目早目にパトロールの徹底とか、補修できるものだったら何とか予算を繰り上げてでも早目に補修していくということが被害を大きくしな

いことかなと思いますので、ぜひ当局におかれましては、その対策というものをお願いしたいと思います。

○黒木自然環境課長 委員おっしゃるとおりでございます。治山事業につきましては、災害を受けたところの復旧をする復旧治山事業に加えまして、予防治山事業というのもございまして、事前に危ないところを対処していくというような事業もございまして、そういった点につきましても予算の確保につきまして頑張っていきたいと思っております。

○二見委員長 関連の質疑はありませんか。なければほかに質疑はありませんか。

○西村委員 環境計画の資料の12ページで、地球環境、水環境の保全というところがあるんですけども、その中の、水質環境基準の監視ということで、河川であったり海域であったりとかを毎年監視していただいて、宮崎県は特に大きな汚染がないというふうに、毎年見ているんですけども。一方で、浄化槽設置を進めなければいけないという背景には、やっぱりある程度の予防というか、河川とか汚染対策があるんですが、浄化槽であったり、下水道が広まって普及している地域と普及していない地域との水質の差がよくわからないんですよ。水質の差がなければ慌てて下水道を整備しなくてもいいんじゃないかとか、合併浄化槽を広めなくてもいいんじゃないかという。一方で多額の税金がかかるものですから、そのあたりを県としてはどのように考えているかを伺いたいと思います。

○富山環境管理課長 まず、公共水域、河川の水質等、そういった浄化槽、生活排水処理率の関係ですけれども、公共の水質自体いいんですけれども、いいという判定の中でも生活排水処

理が低めのところは、やはり河川の水の状況は少し落ちるようです。私たちとしては、その生活排水処理計画に則って32年前に83%という生活排水処理率を達成するような計画をつくってありまして、その中には下水道の普及、そして浄化槽の普及、それから農業集落排水、そういったのを計画的に上げていって、その83%に達しようということ今やっております。

ですから、それを確実に達成できるようにすることが私たちの使命と考えておりますし、今のところ順調に進んでおります。

そうすることによって、河川の水質、きれいな水質が保たれること、プラスアルファもうちょっと上げることができるのではないかなというふうに思っています。

○西村委員 本県は農業が盛んですから、いろんな圃場とか畜産から流れる污水対策というのは非常に目を光らせてきたと思うんですが、余りにこう過剰に厳しくし過ぎて河川、海がきれいになり過ぎて逆に言えば河川の資源とか海洋の資源とかに影響していないのかなとちょっと思うんですが、そこら辺はどうなんでしょうか。

○富山環境管理課長 例えば、魚類とかそういった生物の資源に関しては、ちょっと私どものほうではわかりかねますのでお答えができませんけれども、現状で川の水質で余りきれいになり過ぎたとかいうような認識といいますか、そういうふうな状況は、全国と比べましても、そういったのはないかと思っております。

○高橋委員 環境計画の29年度取り組み状況の11ページの新エネルギーというのは再生可能エネルギーとはどう関係するのでしょうか。

○城戸環境森林課長 ここでいう新エネルギー総出力電力は太陽光とかバイオマス、小水力等、

いわゆる再生可能のエネルギーが含まれています。

○高橋委員 であるならば、平成32年の目標値というのはもう82万1,000キロワットで頭打ちじゃないですか。平成28年、29年は、もう既に、その実績を上回っているわけでしょう。だから、県としてもこれ以上推進しなくていいんだと捉えてしまいます、この書き方になると。

○富山環境管理課長 現計画は、平成32年の目標を既に、達成してしまっているという状況にございまして、それで今年度、この計画の見直しをちょうど始めたところですので、その目標値の引き上げを検討しているところでございます。今、太陽光の買い取り価格を下げたりとか、逆風が吹きつつありますので、そのあたりをどのようにするのか、非常に悩ましいところではございます。

○高橋委員 わかりました。この平成32年の目標値というのは平成28年に計画を策定するときには設定した目標値だから、この目標値は変わりますよね。私はもっと上を目指さないかなというふうに思うものですから、一応確認したわけです。そういう理解でいいですね。

引き続き、②の廃棄物の不法投棄です。立入検査とかパトロールをしたというのはわかるんだけど、いわゆる新たな不法投棄はこれになくなったとか、不法投棄はもうかなり減少したということがわかるものはないわけですか。ここが大事なポイントになると思うんですけど。

○蕪循環社会推進課長 不法投棄の状況なんですけど、監視指導体制を整備して20年近くたってきてありまして、警察官の配置とかそういったことで強化に努めたこともあります。また、廃棄物処理法自体の罰則規定も厳しくなったこと

から、全国的に不法投棄の状況というのは減少傾向にございます。

ちなみに、本県の不法投棄実績になりますと、平成29年度では不法投棄の件数として16件、投棄総量として289トン进行今のところ確認しております。これについては、宮崎市分も含めてこういった量を把握しているところでございます。以前に比ますと相当量減ってはいるんですが、依然として悪質なケースもございまして、今後とも監視はずっと強化してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○高橋委員 宮崎市を含むというのは、宮崎市は県の管轄外だということですね。それで16件はまだ現在あるわけで、かなりピーク時からすると減少したということもわかりました。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

○高橋委員 第七次森林・林業長期計画の18ページの主な指標と実績の保安林指定率の、分母と分子を教えてくださいませんか。

○黒木自然環境課長 民有林の保安林面積でありまして、分子が11万9,480ヘクタールでございます。民有林の面積が40万8,000ヘクタール、これが分母になります。

○高橋委員 私の認識の仕方が違うのかもしれませんが、保安林を指定するというのは恐らく根拠があるわけですね。保安林に指定することによって山地崩壊とかを防ぐという、そういうことなんでしょうけれど、今おっしゃった40万8,000ヘクタールの民有林というのは安全なところまでをひっくるめた分母の面積なんですよ。

○黒木自然環境課長 民有林全体の森林面積が40万8,000ヘクタールあります。そのうち保安林に指定されているのが11万9,000ヘクタール

で、割りますと指定率が29.3%というのが出てくるということでございます。宮崎県におきましては、30%が全国平均ですので、全国平均よりは若干低い率にはなっておりますが、そう変わってはないというふうに思っております。

特に宮崎の場合、林業が盛んですので、保安林に指定しますと固定資産税が非課税になるとか、いろんな恩典はあるんですが、伐採するときに届け出を出すとか許可申請をするとか、いろんな面倒な手続も出てまいりますので、そういったのを嫌って保安林に指定されるのを嫌がるという所有者もいるのが実情でございます。

○高橋委員 どうも何かこうなじめない数字だと思って思ったのは、いわゆる目標値が31%と書いてありますけれども、100%にはならないと思ったりするわけですね。保安林に指定する必要がないところも、私はあるような気がするんです。むしろ保安林に指定すべきところで今現在、指定したのがこれだけあって、もう31なんだよというふうに捉えていたんですよ。だから、分母と分子を聞いてみたんですけど、これ意味があるかなと思ってですね。意味があるかなというのもちよっと乱暴な言い方でしたけれど、何か数字の捉え方が難しいなと思って。

○黒木自然環境課長 委員のおっしゃるとおり、保安林を100%指定すれば一番理想的だというふうに思っております。国営林におきましては、宮崎県内でございますが、保安林の指定率は89.7%ですから、国有林におきましてはほとんどが保安林になっているという状況になっております。

○高橋委員 いま一度確認します。そしたら民有林も、保安林に指定したほうがいいということですね。完璧にその山地崩壊を防止するため

に、保安林にすることが理想であるということ
で認識したほうがいいんでしょうか。

○黒木自然環境課長 委員のおっしゃるとおり、
先ほど説明しました治山事業なんかは保安林で
ないとできませんので、保安林に指定されるほ
うがそういった面では有利になります。それか
ら、税制面でも有利になりますのでいいんです
が、先ほど言いましたとおり、立木の伐採につ
きましては、間伐する場合は届け出が必要にな
る、それから主伐、皆伐をする場合、そういつ
たときには年に4回受付をしておりますが、そ
の時期にしか受付ができないと。それに伴って
その許可を受けてからでないと伐採ができない
とか、そういういろいろ細々とした規制もかか
りますので、そういったのを嫌うという森林所
有者もいるのが実情でございます。

○高橋委員 保安林にすることによっていろん
な規制がかかることはわかります。逆に、保安
林指定をするにはやっぱりハードルがあるはず
なんですよ。どこでもここでも保安林に指定す
ることはしないと思うんですね。そこら辺を
まずは押さえておきたいと思いますが。

○黒木自然環境課長 保安林につきましてはい
ろんな種類がございます。17種類あるんですが、
例えば、一番大きなのが水源涵養保安林としま
して、水を蓄えるという機能が強い森林、それ
から土砂が流れ出さないようにする土砂流出と
か土砂崩壊の防備保安林、その他、保健保安林
とかいろいろな目的がありますので、そういう目
的を持った山が保安林に指定されるということ
になります。

ですから、普通の山といたら失礼ですが、
里山なんかはなかなかそういった機能がないの
かなという気はしております。

○高橋委員 説明はわかります。目標値のこの
捉え方としてもぴんとこなかったものですから、
何回も尋ねました。部長、何かわかりますか。

○甲斐環境森林部長 私の問題意識としては、
本来水がめとして水源涵養機能を保たなければ
いけない山というのはこの山でもいいという
ことではないと思います。河川の流域があつて
そこに流れ込んでくる流域の斜面筋の山だとか、
その奥にある山だとかということ、国有林の
指定率が高いのはそういう位置的な山が国有林
になっていることもあるかと思えます。

そういうことで、この31%というのは民有
林全体に対するパーセントを目標にしているも
んですから、委員御指摘のように、本来水がめ
として大事な山のうちいくらがなっているのか
ということになればよりわかりやすいのかもしれ
ませけれど、ただそこに見当をつけるという
のは非常に難しいところもあるかなと思えます。

それと土砂崩壊、流出防備、これは治山ダム
の前提ともなりますので、先ほど西村委員から
もありました復旧治山、予防治山との関係が大
いにございます。それから、都市部に近い海岸
の潮害防備保安林とかレクリエーション関係
の保健休養保安林だとか、それぞれの目的に応
じて適正規模が定められるように、今後も目標
設定に当たっては、それぞれ機能を考えた指定
というのは必要だろうと思えます。

○高橋委員 ようやくわかりました。31%の目
標値を設定したのは宮崎県の民有林の山として
はこの31%の率で保安林指定が、ふさわしいと
いうか、一番適切であろうという、そういう捉
え方でいいんですね。やっとわかりました。

○重松委員 ちょっと基礎的なことを教えてく
ださい。11ページの②の循環型社会の形成の3

番目に、産業廃棄物処理業のトラックスケール設置等と書いていますけれど、このトラックスケールというのはどういうことなんでしょうか。

○蕪循環社会推進課長 この部分につきまして、産業廃棄物の処理に関しまして、九州各県で連携しまして産廃税というのを徴収しておりますが、産廃税を徴収するに当たって、処分場とか処理施設に搬入された廃棄物量を厳格にはからなければいけないということで、入ってきた収集車のごみ量をはかるための施設をトラックスケールといいます。

なので、そういったものを整備することに対して支援をすることで、産廃税とかの適切な徴収につなげたいということで行っている事業でございます。産廃税そのものが再資源化とかリサイクルとかそういったものを進めるために使う税源ですので、それに資する取り組みということで計上させていただいております。

○重松委員 あともう一点、一番下にあるリサイクル製品認定制度の補助というのがあります。次のページに製品認定数の表がありますが、目標値が100に対して61ということになります。まずリサイクル製品というのは大体どういふのを指すのでしょうか。

○蕪循環社会推進課長 リサイクルの認定制度につきましては、この制度自体は、現状として産業廃棄物協会というところに委託して、その認定を今実施していただいているんですが、リサイクルに資するような廃棄物をリサイクルできるものに変容させるようなものを考えておまして、現実には今、認定されているものの大半は建設資材になるような覆土材とかクラッシュランとか、そういったものについて認定されているのが現状でございます。

それ以外にリサイクルに資するような、ごみを再利用して資源化してリサイクルになるようなものについて認定製品を定めて、社会に普及させていきたいということで、認定制度を実施しているというものでございます。

○濱砂委員 18ページと19ページの比較で、18ページの再造林面積が平成29年度で2,124ヘクタール、一方で29年度の素材生産量が196万4,000立米、先ほどの話でヘクタール当たり550立米ぐらい出るという話で計算すると、いわゆる3,570ヘクタールぐらいの山が切られて、再造林するのは2,124ヘクタールで、1,500近くの山が再造林されていないということなんでしょうか。

○日高森林経営課長 2,124ヘクタール、これは主伐の面積でございます。木材生産の場合、間伐等も含まれますので、必ずしも190万立方ほどの木材が全てこの2,100から出てくるというわけではございません。

○濱砂委員 間伐も全て入って196万4,000立米ということですね。これにすると1,500ヘクタールぐらいの山が再造林されていないというようなことになるから。先ほどもちょっと話を聞いたんですが、いわゆる実際に山を主伐して再造林はされていない割合というのはどのぐらいのものなんでしょうか。

○日高森林経営課長 平成28年度で申し上げますと、この18ページに再造林面積が2,179ヘクタールとなっておりますが、28年の主伐面積が2,761ヘクタールということになっておまして、再造林率は、宮崎県内平均で79%という結果になっております。

○濱砂委員 いわゆる20%強が再造林されていないと。これは普通の山、雑木というか雑山になるのに時間的にどのぐらいかかるものですか。

○日高森林経営課長 伐採した後の森林につきまして、天然木、いわゆる雑木山ということにつきましては、その森林の土地状況によっても変わってきますけれども、おおむね3年から5年ぐらいでは、ある程度、下草がもう見えなくなるという森林が多いのではないかと。これはもうあくまで推測になりますけれども、林地によって違いますが、3年から5年程度では地面の下地は、ある程度覆われるというふうに考えております。

○濱砂委員 つまり、先ほどの話じゃないけれど、水がめになる用途が達成できるぐらいのいわゆる山に復元できるという年数はどのぐらいのものなんですかね。保水力が一般の山と同じくらい保てるぐらいの山に復元する時間というのは。

○日高森林経営課長 まず、森林伐採した場合には、森林の場合は木の根がありますけれども、伐採直後につきましては、木のいわゆる土壌緊縛力、いわゆる土壌を抑え込む力はある程度、5年から10年程度は期待されるというふうにあります。

その後、森林につきまして、二酸化炭素の吸収量ということになりますけれども、これについてはやっぱり人間と同じ形で10年生から20年生、人間でいいますと中学生、高校生で成長が大きくなるころと一致して、その時期が最も二酸化炭素の吸収量が多いと言われておりますので、やはり15年、あるいは20年生等であれば、大気吸収、森林の吸収機能が発達しますので、そのあたりが水源涵養としての能力を発揮してくるのではないかとというふうには考えております。

○濱砂委員 実は、さきおとといとその前、敬

老の日にいろいろ話を聞いたんですけれど、小さい谷へ水かさが急激にふえてくると。何でだろうという話で、やっぱり、伐採されて広範囲の面積の杉が切り出された、そういったものを背景に抱えたその谷川が、水が急激にふえてくるという話で。河川の水が急激にましてくると、非常に危ないという話なんです。雨がこんなに降ったのかと思うぐらい急激に河川の水が上がってくると。釣り客なんか来ていて非常に危ないというような話があって、それちょっと聞いてみるわねと話をしていたんですが。本当にそういう事実があって、いわゆる山を切り開いたのが原因で急激に水がふえてくるといようなことがあれば、広範囲で許容範囲の面積を切り出したようなところには、やっぱり注意を促すような必要性もあるのかなと思ったものですから、どのくらい植林がされていないのか聞いたところだったんですけれど。

続けてもう一ついいですか。林内の路網密度が平成29年度で38.4%、平成32年で40%なんですけど、これ今、日本国内で2位ですよ。40%を達成してもやっぱりそんなものなんですか。

○日高森林経営課長 路網密度につきましては、38.1メートルということで、全国2位ということになっておりますが、実は、平成28年度までにつきましては、全国第1位ということでもございました。

この路網の統計につきましては、公道、林道、それから作業道等の森林内で活用できる道路の延長を、各県が算定して国のほうにも報告していますけれども、全国の状況を、国のほうがまた公表しておりませんで、各県が、ほかの都道府県のデータを集めて判定しているところでもございます。

29年度に全国の情報等集計したところ、群馬県のほうが約43メートルということで、大幅に上がっておりまして、群馬県の平成28年度の路網密度が26メートルから平成29年度に43メートルという形で上がって、宮崎県が2位になったということでございます。

群馬県のほうに確認してみますと、森林の際から農地とか森林以外があっても200メートルは、森林内で利用できる道路としてカウントできるということだったんですが、どうも群馬県のほうが公道等の延長だとかいったものについて、これまでのカウントがおかしかったというような報告を受けて、結果的には群馬県が43メートルで1位で2位が宮崎県ということになっている状況でございます。

○濱砂委員 各都道府県によって尺度が違ったということですか。

○日高森林経営課長 先ほども説明しましたように、森林の際から200メートル以内の道路についてカウントできるということなので、基本的には、委員がおっしゃいましたように、尺度は違ってはおかしいんだと思います。

ただ、実際に利用できる公道なのかどうか、その調査をしたところの利用度合いはやはり地形状況で変わってくると思いますので、全部の道路を調査しないといけないということだったので、過去の調査を踏まえて、いろんな見直しを行ったんじゃないかなというふうに推測はいたしております。

○濱砂委員 もう一つ、この高性能林業機械というのは、いくらぐらいするものですか。国産なんですかね。

○三重野山村・木材振興課長 国産のものも外国産のものもございますが、私どもの補助事業

で導入しているものは、ほとんどが国産のものになっています。価格につきましては、物にもよるんですが、2,000万円から3,000万円ぐらいの間でございます。

○二見委員長 ほかほございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 済みません。では、1点だけいいですか。

午前中の質疑の中でもあったんですけど、この林業公社の現状についての御説明等をいただきましたが、いろいろな経営努力をされて、計画を上回る実績をずっと出してこられているという御説明だと思うんですけども、とにかく全計画が平成80年の終わりに向けて、どれだけこの負債額を減らすことができるかという、非常に大きな目標に向かっての各年の取り組みになってくるんだと思うんですが、単年度が計画を上回ればよしじゃなくて、県費をこれだけ費やしてきたことに対して、どれだけ回収できるかという目標に向かっての努力設定なんだと思うんです。

実際に現場に行かれている方々の努力等も非常にわかるんですけども、そこら辺をどう目標設定なりして、本当に真剣にこの林業公社の経営に取り組んでいかれるのかというところを、一度ちょっとお聞きしておきたいと思うんですが。

○甲斐環境森林部長 林業公社は、昭和42年にスタートして以来、当初は山村地域における、ある意味公共事業的な雇用創出の役割も果たしてきたと思っております。しかし、時代が変わ

りまして、今度は全国的に、経営という観点で厳しく当たらなければいけない時期に来ました。

そういう、全国的に見直しが迫られる中、一部の県におきましては、もう改革の道を、ある意味諦めてといいますか、県有林にしていると思います。県有林にしているということは、一回そこで債務が切れたということではなくて、県営林の財務勘定の中で、また大きなものを抱え込んだと理解をしております。

県でも、いろいろ今後の道筋を探ることで検討がなされました。その中で、県財政に一番迷惑をかけないということ言えば、これからの最大限の努力を前提として一生懸命やっていくという選択をしたわけでして、先ほど来お話がありますゴールはかなり遠いわけですが、それを中期で区切った当面の目標といいますか、その中には来年の目標とかありますが、そこで少しでも計画を上回ることをやりつつ、それで終わるわけではなくて、それを将来に向けてちょっと先回りした事前投資、先に向けた検討をしながら、これは代々引き継いでいかなければいけない最大の案件ですので、公社、それから県内の県北の市町村、団体等々と、引き続き最大の案件として当部でも取り組んでいきたいと思っております。また財政当局にもどれがベストの道なのかというのを、毎年の予算計上の中でも厳しく問われておりまして、当然のことですけれども、改革の手を緩めることは許されないと考えております。

今後とも引き続きまた厳しい目も必要です。御指導、御助言いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○二見委員長 ほかほございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時59分休憩

午後2時1分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

あしたは午前10時再開とし、農政水産部の審査を行います。そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後2時1分散会

平成30年9月20日(木曜日)

午前9時58分再開

出席委員(7人)

委員 長	二見 康之
副委員 長	野崎 幸士
委員	濱砂 守
委員	西村 賢
委員	高橋 透
委員	重松 幸次郎
委員	来住 一人

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農政水産部

農政水産部長	中田 哲朗
農政水産部次長 (総括)	野口 和彦
農政水産部次長 (農政担当)	坊 菌 正恒
農政水産部次長 (水産担当)	毛 良 明夫
畜産新生推進局長	大久津 浩
農政企画課長	鈴木 豪
中山間農業振興室長	小倉 久典
農業連携推進課長	外山 直一
みやざきブランド 推進室長	日高 義幸
農業経営支援課長	牛谷 良夫
農業改良対策監	巢立 幸彦
農業担い手対策室長	徳留 英裕
農産園芸課長	菓子野 利浩
農村計画課長	浜田 真郎
畑かん営農推進室長	酒 匂 芳洋

農村整備課長	盛 永 美喜男
水産政策課長	福 井 真吾
漁業・資源管理室長	林 田 秀一
漁村振興課長	外 山 秀樹
漁港漁場整備室長	大 森 高広
畜産振興課長	谷之木 精悟
家畜防疫対策課長	三 浦 博幸
工事検査監	中 山 俊行
総合農業試験場長	甲 斐 典男
県立農業大学校長	長 友 博文
水産試験場長	田 中 宏明
畜産試験場長	花 田 広

事務局職員出席者

議事課主幹	木 下 節子
議事課主任主事	三 倉 潤也

○二見委員長 委員会を再開いたします。本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○中田農政水産部長 おはようございます。農政水産部でございます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

議案等の説明の前に御報告と御礼を申し上げます。

まず、局地的集中豪雨によります農作物等の被害についてでございます。

今月12日、児湯地区を中心とする地域で発生いたしました局地的な豪雨によりまして、キャベツ、大根等で浸水被害が生じ、種のまき直し等の対応が必要となっておりますほか、収穫間近であった菊が浸水、倒伏いたしまして出荷できなくなる等の被害が生じているところでござ

います。

詳細につきましては、現在調査中ではありますが、現時点において農作物のほか、田のり面崩壊等の被害の報告を受けているところでございます。

農政水産部といたしましては、これらの被害に対し、的確に対応してまいりたいと考えております。

続いて、御礼を申し上げます。8月17日に開催いたしましたみやぎ畑かん営農振興大会には、お忙しい中、二見委員長、高橋委員に御出席をいただきました。まことにありがとうございました。

また、二見委員長におかれましては、硫黄山や新燃岳の噴火による影響を受けました西諸県地域の経済活性化のため、8月25日にえびの市において開催いたしました夏の食彩フェスティバル in えびのに御出席をいただきました。この場を借りて御礼を申し上げたいと思います。

それでは、座って御説明をさせていただきます。

お手元の環境農林水産常任委員会資料の1ページをお開きいただきたいと存じます。

Iの予算議案でありますけれども、議案第1号「平成30年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）」についてでございます。

今回の補正は、国庫補助決定等に伴う補正でございます。補正額は、課別集計表の議案第1号の列、一般会計の合計の欄にございますけれども、4億2,266万8,000円の増額補正をお願いしております。

この結果、特別会計と合わせた農政水産部全体の補正後の予算額は、補正後の額の列の一番下にありますとおり411億8,772万2,000円となります。

次に、2ページをごらんください。

繰越明許費についてでございます。内容は、公共農地防災事業、水産基盤整備事業の合計3事業で6億4,300万円の繰り越しをお願いしております。

これは、関係機関との調整や工法の検討に日時を要したことによるものでございます。

続きまして、9ページをお開きください。

IIの特別議案についてであります。特別議案につきましては、議案第6号「国営西諸土地改良事業（一期）執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について」及び10ページにございますけれども、議案第7号「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について」の2件でございます。

続きまして、11ページをお開きください。

IIIの議会提出報告についてであります。

まず、1の損害賠償額を定めたことにつきましては、県有車両による交通事故に関する御報告であります。

続いて、13ページをお開きください。

2の県が出資している法人等の経営状況についてであります。地方自治法及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例の規定に基づき、農政水産部所管の6法人の経営状況について御報告をいたします。

最後に、23ページ、IVのその他報告でございます。第七次宮崎県農業・農村振興長期計画（後期計画）平成29年度の主な取り組みを初め、本日、机上配付をさせていただいておりますけれどもアフリカ豚コレラ・豚コレラの発生状況及び本県の対応についてを含めまして、6項目について御報告をいたします。

詳細につきましては、この後、関係課・室長から説明をさせていただきますのでよろしくお

願いいたします。

私からは以上であります。

○鈴木農政企画課長 最初に、平成30年度9月補正予算について御説明をさせていただきます。

歳出予算説明資料の農政企画課のインデックスのところ、41ページをお開きください。

農政企画課の9月補正額は、一般会計のみで3,150万円の増額補正をお願いしております。

この結果、9月補正後の予算額は右から3番目の欄でございますが、17億7,518万8,000円となります。

内容につきまして、同じ資料の43ページをお開きください。

(事項) 中山間地域活性化推進費、1の中山間地域所得向上支援事業でございます。

内容の詳細につきましては、中山間農業振興室長から御説明をさせていただきます。

○小倉中山間農業振興室長 別冊の環境農林水産常任委員会資料の3ページをお開きいただきたいと思います。中山間地域所得向上支援事業についてでございます。

1の事業の目的・背景でございますが、中山間地域におきまして鳥獣被害の低減を図ることにより、収益性の高い農産物等の生産、販売等の取り組みを総合的に支援し、意欲ある農業者等の所得向上を推進するものでございます。

2の事業の概要でございますが、補正額は3,150万円で全額国庫補助金でございます。事業主体は延岡市と小林市で、今回、追加で要望があったものでございます。具体的な事業の内容でございますが、(5)の①施設整備事業で鳥獣侵入防止施設の整備を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○盛永農村整備課長 歳出予算説明資料の45ページをお開きください。

農村整備課の9月補正は、一般会計で1億6,500万円の増額補正をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目の欄にありますとおり、129億1,376万3,000円となります。

1枚めくっていただきまして、47ページをらんください。

上から5段目の(事項) 公共農地防災事業費の説明欄の1、県営水質保全対策事業につきまして1億500万円の増額補正を、説明欄の2、団体営農村地域防災減災調査計画事業につきまして6,000万円の増額補正をお願いしております。

内容につきましては、常任委員会資料にて御説明させていただきます。

常任委員会資料の4ページをお開きください。

公共農地防災事業費であります。本事業は、河川の白濁による水質悪化のため、農業用水の取水が困難となっている地域において、農業用水を確保するための調査や事業実施のための計画策定を行い、用水路の改修工事等を実施するものであります。

2の事業の概要の(5) 事業内容にあります国庫補助事業を活用することとしております。

まず、①の団体営農村地域防災減災調査計画事業につきましては、河川からの取水が困難となった地域における新たな水源調査及び下の②の県営水質保全対策事業を実施するための計画策定を行うものであります。

次に、②の県営水質保全対策事業につきましては、湧水を利用するための既設水路の改修や用水路つけかえ工事など、代替水源の整備を実施するものであります。

戻っていただきまして、(1)の補正額は1億6,500万円、(3)の事業期間は平成30年度であります。

説明は以上でございます。

○福井水産政策課長 歳出予算説明資料の49ページをお開きください。

当課の9月補正予算額は、一般会計で280万8,000円の増額補正をお願いしております。

この結果、9月補正後の一般会計の予算額は、右から3番目の欄にありますように17億941万5,000円、特別会計を合わせた全体の予算額は19億1,434万8,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明いたします。51ページをお開きください。

(事項) 漁業無線対策費の1、漁業無線対策事務事業であります。漁業無線局の維持管理に要する経費として全国漁業無線協会の助成事業交付決定に伴う増額であります。

事業内容につきましては、別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の5ページをお開きください。

まず、1、事業の目的でございますが、近年、北朝鮮が日本周辺海域にミサイルを予告なく発射する事案が頻発しており、本県漁業者にとっても大きな脅威となっております。このため、政府から発信されるミサイル発射情報を漁船まで自動転送化し、より迅速かつ確実な情報伝達を行うことによって、沿岸漁業者の操業の安全性向上を図るものであります。

事業内容の詳細につきましては、6ページのポンチ絵を使って御説明いたします。

右ページの2、本事業の内容のポンチ絵をごらんください。

現在の情報伝達方法としては、政府から発信されたミサイル発射情報が無線局まで自動転送された後、無線局から各漁船に対しては手動で情報発信を行っております。そのため、漁船に情報の伝達されるまでの間にタイムラグが生

じることが課題となっております。

そこで、本事業では、政府から無線局まで電子メールによって自動転送されてきたミサイル発射情報を自動音声読み上げによって情報発信する仕組みを導入し、ミサイル発射情報の完全自動転送化を行います。

これによって、ミサイル発射情報は3分から4分で政府から漁船まで伝達することが可能となり、3、事業の効果にありますとおり、沿岸漁業者の操業の安全性の向上及び操業継続への不安を軽減することによる経営安定化が図られることとなります。

水産政策課の説明は以上であります。

○外山漁村振興課長 歳出予算説明資料の53ページをお開きください。

漁村振興課の9月補正予算額は、一般会計のみで2億2,336万円の増額補正をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄でございますが、36億7,183万7,000円となります。

それでは、その内容について御説明をいたします。

55ページをお開きください。

(事項) 水産施設維持管理費、1の水産施設維持管理事業ですが、浮魚礁の処分に伴う補正で1,000万円の増額でございます。

詳細につきましては、後ほど、別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

次に、(事項) 水産基盤(漁港)整備事業費でございますが、2億1,336万円の増額となっております。

1の漁港施設機能強化事業では、門川漁港におきまして、大規模地震や津波に対する機能を強化した岸壁を整備することにより、漁港施設

の防災機能強化を図るものです。

2の漁港機能増進事業では、土々呂漁港のほか、3漁港におきまして、航路・泊地をしゅんせつすることにより、漁港の安全性の向上を図るものです。

3の港整備交付金事業では、市木漁港におきまして、防波堤を整備することにより漁港の安全性の向上を図るものです。

別冊の常任委員会資料の7ページをお開きください。

水産施設維持管理費でございます。

まず、1の事業の目的・背景ですが、平成24年6月に流出した浮魚礁、うみさち3号に係る裁判が平成30年3月に和解成立し、4月に財産処分に係る国の承認が得られたことから、残存する浮体等を解体、処分するものであります。

右の8ページの参考をごらんください。

1にうみさち3号に係る流出から財産処分までの経緯を、2に浮魚礁の位置図を、3に陸揚げされた浮魚礁の写真を示しております。

浮魚礁流出後の経緯といたしまして、県では浮魚礁流出原因究明委員会を設置し、原因を検討したところ、設計・施工に過失があったと判断されたことから、請負業者に対し再設置を求めましたが応じなかったため、宮崎地方裁判所に損害賠償を求めて提訴いたしました。

第1回口頭弁論以降、21回の弁論準備手続きを行った結果、裁判所より和解勧告があり、平成30年3月に和解が成立しております。

左の7ページにお戻りください。

2の事業概要にありますとおり、補正予算額は1,000万円で、解決金を原資とするものです。

説明は以上でございます。

○酒匂畑かん営農推進室長 常任委員会資料の9ページをお開きください。

議案第6号、国営西諸土地改良事業（一期）執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更についてであります。

平成29年度に完了いたしました、国営西諸土地改良事業（一期）につきましては、関係3市町から負担金の繰り上げ償還の申し出があり、平成30年2月定例県議会で負担金の徴収額と徴収期間について議決をいただいたところでございます。

しかしながら、ことしの7月、国から負担対象事業費の通知があり、関係市町の負担金に変更が生じることとなりましたので、土地改良法第90条第10項の規定により、あらかじめ3市町の意見を聞き、同意を得た上で変更について議会の議決に付するものでございます。

まず、1の負担金につきましては、表に記載しておりますとおり、関係3市町の負担金がそれぞれ減額変更となり、その合計額は変更前の5億6,810万5,186円から変更後の5億6,653万4,802円となりまして、157万384円の減額となります。

次に、2の徴収期間については、変更はございません。

畑かん営農推進室については以上でございます。

○盛永農村整備課長 常任委員会資料の10ページをお開きください。

議案第7号、農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収についてであります。

今回、補正予算でお願いしております水質保全対策事業について、記載のとおり事業費の100分の11の市町村負担を予定しております。

本年度は、えびの市において事業を実施する予定であることから、あらかじめ市の意見を聞き、同意を得た上で、土地改良法第91条第6項

等の規定により、議会の議決に付するものであります。

説明は以上であります。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

議案についての質疑はありませんか。

○西村委員 中山間地域所得向上支援事業について、今回、延岡市と小林市が事業主体で挙げているんですけれども、県内の同様に希望している自治体があって積み上げがたくさんあると思いますが、かなり今、中山間地に行っても、通路を挟むといろんなところでおりがあるんですけれども、残りどれぐらいの額が必要なのか、今、県が把握している希望が挙げられている額というのはわかっているんですか。

○小倉中山間農業振興室長 市町村の希望額につきましては、本年度の当初予算を編成する際に各市町村に要望額等を調査しております。その時点で、トータルで約5億円近い希望額がございまして、それを国のほうに補助金を要望しているところでございます。これにつきましては、ほぼ5億円、国のほうから補助金、交付金等がついておりまして、今回の分については、さらに国の予算の余裕があるということで、再度追加して県内で調査をしたところ、小林市と延岡市が追加の要望があるということで、今回補正をお願いしているところでございます。

現時点においては、これ以上の要望についてはまだ特にないということで考えているところです。

○西村委員 現時点では、市町村の要望をクリアしているということで理解をしますが、今回、この中山間地域に限定されていますけれども、中山間地域以外の柵がほしいところであったり対策事業がほしいところは、別の予算というものはあるんですか。

○小倉中山間農業振興室長 現時点におきましては、中山間地域、またそれ以外でも統計上の農林地域とか、県内の8割近くの地域はカバーしておりますので、ほとんどの地域が対象にはなっておりますけれども、一部、例えば宮崎市内の市街地とか、あと新富、高鍋、川南につきましてはそういう地域がかぶっておりませんので対象となっております。補助事業については、*特にございませぬ。

○西村委員 平地というか、そういう対象外の地域で事業がないということは、それは市町村が独自で対策をしているということなんでしょうか。

○小倉中山間農業振興室長 失礼しました。ちょっと答弁を修正させていただきます。

国の補助事業が大きく分けて2つございます。鳥獣被害防止総合対策交付金という一番の基本となっている事業と、今回、お願いいたしました中山間地域所得向上、これはTPP対策として国が補正で行っている事業でございます。こちらの事業につきましては中山間でないと対象となりませんけれども、最初に申し上げました鳥獣被害防止総合対策交付金につきましては平場についても対象になるということで、答弁を修正させていただきます。

○西村委員 それも踏まえて、先ほど言ったような5億円規模の予算が、ことし、あわせてきていて、それで県内市町村の要望が今のところクリアされているということでよろしいんですか。

○小倉中山間農業振興室長 そのとおりでございます。

○西村委員 イメージ的にですけれども、うちの地元でもまだまだ柵が欲しいという個別の農

※このページ右段に訂正発言あり

家がいらっしゃって。それは市役所がある程度の一定の要件を設けて何戸以上の農家じゃないとだめとか、面積がこのぐらいじゃないとだめというような、それぞれの地域の条件があると思うんですけども、それをクリアできていない農家もまだまだ多くて、いまだに鳥獣被害との戦いをしているところもあると思います。もし、若干予算に余裕があるような事業があれば、ぜひともそういうところにも目を向けていただきたいと思います。

これは今後、来年度に向けてのお願いにしておきます。

○二見委員長 関連の質疑はありますか。

○来住委員 多分柵をつくられるんだろうと思うんですけども、この3,150万円ですべての面積の柵ができるんでしょうか。

○小倉中山間農業振興室長 おっしゃられるとおり、今回の防止施設というのは防止柵——ネット柵とワイヤーメッシュの柵の2種類でございます。この2つの総延長が約27キロということで、27キロの長さのネットを張るということで、申しわけございませんが、面積については詳細については把握していないところでございます。

○来住委員 もう1つ確認。これは、いわゆる農家の受益者負担というのではなくて、満額これで事業ができるんでしょうか。

○小倉中山間農業振興室長 地元の農家等は資材を購入しまして自分で施工される場合は負担はなく、100%補助になります。

○濱砂委員 ネットか電柵かだろうと思うんですけども、これ以外に何か解決方法はないんでしょうか。私も電柵を張っているんですが、それでも入ってくるんです。飛び越えて入ってくる。ほかに何かオオカミの声を出すとか、何かそういう新たなものはないんですか。

○小倉中山間農業振興室長 いろんなにおいとか音とかございまして、鳥獣被害防止支援センターのほうでは、そのあたりの新たな技術等があれば研究して導入するというところでやっておりますけれども、今のところ有効な手段としてはこういう防止柵というようなことで。ただ防止柵を設置するだけで被害が防げるというものではなくて、やはり適切な管理とか、あとは近くに野菜の残渣を捨てたりしないとか、そういうソフト的な取り組みとあわせてやるのが効果を上げるということで、私どもも集落等にその後の指導なりは行っているところでございます。

○濱砂委員 10年くらい前ですか、アブラギリという木を多分農政のほうで紹介してもらって試行的に植えたんです。いわゆる温度が下がったらだめだというので枯れてしまったんですけども、そういう開発というのは別にされていないのでしょうか。何十年もネットとか電柵ということでずっと繰り返しやっているんですが、結構なお金もかかっているし、何かほかに研究開発というのは進んでいないんですか。

○小倉中山間農業振興室長 今、いろんなことを国等でも研究されているみたいですけども、例えばICTを活用して、去年からことしにかけて猿にちょっと機械をとりつけまして、その行動等をモニターするとか、わなにカメラをとりつけまして、毎日回らなくても自動的に映像を送ってくれるとか、そういういろんなICTの活用等については最近大分進んできているんですけども、根本的に野生鳥獣を避けるような方策はなかなか難しいみたいで、特にこれというのは今のところ聞いていないところです。

○濱砂委員 最後にお問い合わせなんですけど、鳥獣被害に対する保険制度について、きのう、環境森

林部のほうでちょっと話をしたら該当する可能性が高いというような話だったんですが、そこから辺もまた研究していただいて。今の段階では保険というのは鳥獣被害には出ていないんですか。

○鈴木農政企画課長 今、濱砂委員がおっしゃったのは収入保険のことだと想定されますが、前提として収入保険については鳥獣被害も含めて農家の所得、収入に対する9割の減少部分を補うためということなので、そういう意味では対象という考え方ではないんですけれども、鳥獣被害によって収入が減った場合についても一定程度の保険が支払われるという仕組みにはなっていないので、現在の共済制度は品目ごと、米なら水稲共済、果樹なら果樹共済なり、品目ごとに分かれてしまっておりまして、それ自体も鳥獣被害は自然災害の一つになりますので、一応支払われることは支払われることになっておりますが、やはり品目ごとというのが使いづらかったということでもありますので、今後、収入保険制度によって、例えば複合的な経営をされている方で米がやられたとか、果樹がやられた、そういう場合については鳥獣被害による収入の減少についても一定程度の保険が入るという制度になってございます。

○濱砂委員 現在活用されているんですか、その収入保険は。

○鈴木農政企画課長 実は、来年から始まる制度になってございまして、ちょうどこの10月から新規に受け付けが始まる制度でございまして、これから普及ということでやっていきたいと思っています。

○高橋委員 先ほど、この鳥獣被害の国の事業は2つあるということで、今回はT P P対策で中山間地が対象という説明があったと思うん

ですけれども、いわゆる基本的な交付金は平場も対象だということで説明があって、何か仕掛けとか額で差別化があるものなんですか。

○小倉中山間農業振興室長 この侵入防止柵を設置する上で大きな要件等の違いはございません。予算の枠等の都合上で、最初に申し上げた基本的な交付金の枠が全国の希望に合うほどございませんで、通常、大体要望額の6割とか7割ぐらいしか配分がございませんので、残りの分をこの中山間のほうで国が出していただいておりますという状況でございます。

○高橋委員 さっきT P P対策とおっしゃったものだから、T P P対策なら平場も関係ないかなと思って、国の事業だから何とも言えないんでしょうけれども、ちょっと疑問があったもので聞いてみました。

○二見委員長 ほかはありませんか。

○濱砂委員 特別議案の9ページ、国営かんがい排水事業なんですけど、総事業費が318億円で受益戸数が6,600戸、4,150ヘクタール。これは平成8年度からなんですけれども、当時からすると20年たっていて、かなり農村環境が変わってきているんじゃないかと思うんですが、この受益者はそのまま残っているものですか。

○酒匂畑かん営農推進室長 計画当時からしますと、やはり二十五、六年を経過しておりますので、その受益者の方々でそのまま残っていらっしゃる方は少ないかと思っておりますけれども、やはり農地を対象にして事業を実施しておりますので、その農地につきましては次の担い手の方が畑作とか営まれていると思っておりますので、農業としては継続されているというふうに思っております。

○濱砂委員 これだけ長期間の20年もかけて事業をやるということについては、それなりに20

年先のことを見越して事業を当時入れたんでしようけれども、こんなに人口減少を含めて高齢化が進む中で、それも小林、えびの、高原ですから、そんなに人口がふえているところでもない。減少地域でもあるし、将来において現在でも耕作放棄地みたいなものが出てきている可能性もあるんじゃないかなと思って。事業云々のことを言っているんじゃないんですが、受益戸数が6,650戸ということですけども、これはやっぱり再調査というか、有効な土地利用ができるような。せっかくここまで畑かんで整備をした農地を計画的に運営できるようなものというのをやっぱり今後考える必要があるんじゃないかとふと思ったものですから、その辺はどんなでしょう。

○酒匂畑かん営農推進室長 個々の農家の方は減少しているかと思えますけれども、やはりこの西諸地域につきましては、水田地域ですと集落営農とかそういったことで営農が営まれているということ。そして、畑作地帯では大規模の法人さん等ができてきておりますので、農家の数は減ってきておるんですけども、やはりそういう方々が地域の農業を守っていただいているのではないかというふうに思っております。

耕作放棄につきましても少なからずあるかとは思いますが、それにつきましては、やはりいろいろな、農地中間管理事業とかそういったことでの農地の集約化とかもございます。地域の農地を国営地区全体に、せっかく多額な投資をしたものですから、そういったことで農業の生産額を上げていきたいというふうに考えております。

○濱砂委員 有効利用をお願いします。

○高橋委員 今の関連で。11年という長い工期だったから、受益面積、戸数というのは恐らく

減少しているんだろうと思うのですが、数字をお持ちでないでしょうね。例えば、どのくらい受益者面積で減ったとか、戸数が減ったとか。

○酒匂畑かん営農推進室長 この西諸地区の土地改良事業につきましては、一期の分なんですけれども、これに関しましてはいわゆるダムに係る事業でございます。あと、幹線水路とかファームポンドとか、そういったものが来年度で一応完了するというふうになっておりまして、それ全体で国営事業が完了することになっております。

この受益面積4,150ヘクタールにつきましては、いわゆる受益面積でございまして、その後、国営事業でやった残りの100ヘクタール未満につきましては、県のほうで県営事業として事業実施しております。今のところ約半分程度が関連事業をやってきておりまして、あと残りの面積も順次事業を実施しているということで、4,150ヘクタールにつきましては、今のところ変更なしで事業を実施しているということでございます。

○高橋委員 平成8年度当初からの4,150ヘクタールは変わっていないということですね。受益戸数も減少していないということで理解をしいいんでしょうか。

○酒匂畑かん営農推進室長 受益面積については変更しておりませんが、この受益戸数6,650については、変更はあり得るかというふうに思っております。

○高橋委員 冒頭言いましたように、工期が長いじゃないですか。やっぱり11年もかけないとこの事業というのはできないものですか。もちろん予算が伴うものなんでしょうけれども、おおむねこういった事業はこんな工期が当たり前なんでしょうか。

○酒匂畑かん営農推進室長 宮崎県の大規模な畑地かんがい事業につきましては、過去に国富、綾町を中心に綾川というところから国営かんがい排水事業が始まっておるわけなんですけれども、それにつきましてはやはり大規模にやっておりますので工期等も長期化しているところでございます。

あと、先ほどの受益戸数の関係なんですけれども、いろいろ事業が途中でございますので検証などをしていって、そういった手続等、今の受益戸数につきましても検証を今後やっていきたいというふうに考えております。

○高橋委員 結局、予算で左右されると思うんですけども、できるだけ早く事業は済ませたほうがいいですね。生産者にとっては受益が行き渡るわけだから。

これからの事業もあるはずですから、ぜひ頑張ってくださいと思います。

○濱砂委員 当初計画したときと、現在の受益者数というのは把握はしていないんですか。

○酒匂畑かん営農推進室長 受益者数については、今、把握はしておりません。

○濱砂委員 国勢調査もあるし当然にわかっているものだろうと思ってさっき話をしなかったんですけれども。着工当時と完成後の受益者数とかいうのはちゃんと把握した上で農地管理も含めてやっぱり計画をすべきじゃないかと思う。当然のことだと思っていたんですが、やっぱりこれだけの多額な投資をするわけだから、将来の土地利用も考えて、計画を持って進めていくのが当然だと思うんですけれども。

○酒匂畑かん営農推進室長 この受益戸数につきましては、こういった施設を管理するいわゆる土地改良区というのがございまして、それを設立するために土地改良法手続というのがござ

います。そのときの同意をとるために把握したのが、いわゆる受益戸数ということになっております。ですから、そういった土地改良法手続をとるときに受益戸数を確認するというふうな作業を、今、行っているところでございます。

○濱砂委員 土地改良区も当然にそこは把握はしていますよね。報告は来ていないんですか。

○酒匂畑かん営農推進室長 土地改良区の組合は、受益になった時点で組合になりますので、まだ、いわゆる関連事業等が終わっていない間につきましては受益が発生しませんので、最終的に受益になった時点で全体的な受益戸数が確定するというふうになるかと思えます。

○濱砂委員 要は、土地を将来、管理していく人たちの問題なんです。だから、平成8年からすると状況が変わってきている。人口もだんだん減少している。農家の後継者も少なくなってきたというような状況で、将来この土地をどう管理していくかというのはやっぱりちゃんと把握をして、改良区はもちろんだけれども、その改良区からの積み上げも県としてはちゃんと把握をする必要があるんじゃないかと思うんですが、よろしくお願いします。

○来住委員 非常に幼稚なことを聞いて申しわけないんですけれども、第一期となっていて、これは期数があるんでしょうから、二期とか三期というのものもあるのかなというのを、まず教えてください。

○酒匂畑かん営農推進室長 先ほどもちょっと御説明申し上げたんですけれども、この一期につきましては、ダムとかそういった基幹的なのが一期でございます。あと、そのダムから導水されます幹線水路とか、ファームポンドとか、そういったものを、今、二期地区として事業を実施しておりまして、平成31年度に一応完了す

る予定となっております。ですから、二期地区まででございます。

○**来住委員** そうすると、小林、えびのの市町村ごとの負担金なんですけれども、この負担金は総事業費318億5,000万円、これが分母になって、そして負担率とかいうのが決まって出てくる数字なんです。つまり、聞きたいのは負担率というのはどういうふうに計算されているのかなと思って。面積によって違うんだらうとは思うのですけれども。

○**酒匂畑かん営農推進室長** 総事業費に応じて負担率というのが決まっております、それで地元の負担金額が確定するということになっております。

○**来住委員** わかりました。そうすると、今からまた二期の県営だとかいう工事が、始まっていくと思うのですけれども、二期についても当然、市町村に対して負担金を求めていくことになるんですか。

○**酒匂畑かん営農推進室長** 二期地区分につきましても、これは国営事業で実施しております、31年度に事業が完了いたしますので、32年度以降にこういった特別議案の議決をお願いする機会が出てくるかと思えます。

○**二見委員長** 関連はありませんか。

○**高橋委員** 北朝鮮のミサイル発射情報ですけど、伝達は三、四分で早くなるということはわかりますが、その発射情報がどの程度のものかです。海は広いな大きいなですから、どの程度のもので、どの方向でどの辺にという情報まで来るものなんでしょうか。

○**福井水産政策課長** 国からの情報は、内閣官房から来るんですが、発射時点の情報で、具体的にどのあたりに落下するという情報まで伝達されていない状況でございます。

○**高橋委員** 太平洋を目がけて飛ばしていると思うんですけど、操業している漁船には全てこの情報は行くわけですね。

○**福井水産政策課長** この事業は、陸上では携帯電話でJ—A L E R Tのようなものがあって、ミサイルが発射されたときに、今ミサイルが発射されました。何分後ぐらいにどちら方面に向かっているようですというような情報が流れると思うんですが、そのJ—A L E R Tと同様の情報が漁船にも伝わるというような仕組みでございます。

○**高橋委員** テレビで字幕とか見ますけれど、ああいった情報が漁船にも行きますよということなんです。だから、操業中の漁船が、このあたりに来るんだなという情報だったら、それなりの対応をされるんでしょうけれど、そういった大ざっぱと言ったら失礼だけれど、何か今の話だと漁船の方々が、危機感を持ってそういった対応をとられるのかなというのをちょっと疑問に思ったものですから聞いてみました。

○**福井水産政策課長** 確かにおっしゃるとおり、昨年も日本漁船が操業している太平洋側にまでミサイルが発射されたこともございました。かなり具体的な位置がわかれば避難というのも可能かもしれないんですが、非常に短時間ですので、着水位置が把握されたら、その付近にいる漁船に対して安否確認を再度行うというような対応をとっているところでございます。

○**高橋委員** 現状ではなかなか対応に苦慮するわけですけど、発射しないようにしてもらわないといかんですね。わかりました。

○**重松委員** 関連でもう一度。

三、四分しかないということは、つまり漁船の移動距離というのは、三、四分でどのぐらいしか動かないものなんでしょうか。

○福井水産政策課長 漁船は車より遅いので、もう本当にミサイルが落下する付近であれば、そこから急いで逃げたとしても、直撃はしないかもしれないんですが、影響のある範囲内になってしまうということだと思います。

○重松委員 ということは、発射されたということで、もう自分なりの構えをしなくちゃならないだけということになりますね。

○福井水産政策課長 おっしゃるとおりでございます。発射されたということがわかれば、沖と陸上との連絡もすぐにとれると思いますので、できる限り迅速にそういった安否確認を行うということだと考えております。

○重松委員 つまりほかの漁船とかほかの船舶とのやり取りで、もし万が一のときがあったら、そこで緊急に駆けつけるとか、そういう形がとれる体制になるということでしょうかね。

○福井水産政策課長 おっしゃるとおりでございます。無線局から各漁船に伝わりますので、漁船間でも無線のやり取りというのは可能で、近くにいる漁船が安否確認するとか、そういったことも可能になるかと思えます。

○来住委員 実際に例えば日向灘に飛んでくるのは、4分間かそのくらいで飛んでくるんですか。

○福井水産政策課長 ミサイルの形状だとか距離によって変わってくるかと思えますけれども、数分程度、長くても10分程度だと思います。

○来住委員 どこに飛んでくるという情報もないまま、どこか日本の近辺でしょうということ、ただ発射しましたよという情報だけで漁船がそういうふうにして対応できるかといったらできないと思います。ばかげた話だと僕は思っているんです。

この問題は、例えば学校でも北朝鮮からミサ

イルが飛んできたと、そのための避難の訓練をしなさい、窓側じゃだめだと。窓のない学校はないわけですよ。教室はみんな窓があって、ばかげた話だと思うんですけど、むしろ僕はこういうもの、この線でずっとどこまで行くかといったら、逆に北朝鮮のそのミサイルを爆破させる、先制的にこれに攻撃したほうが間違いないわけですよ、逆に言うなら。だから、そういうふうには物事が行っちゃう。

しかし今は、きのうも北と南が共同声明を発表しました。(発言する者あり) いやいや、僕は思うのは、やっぱりそっちの方向に物事は進んでいかなきゃいけないんじゃないかということ、を申し上げたいと思います。これは質問じゃありません。

○二見委員長 関連はありますか。ほか質疑はありませんか。

○濱砂委員 教えてください。

この魚礁はどうするんですか。処分は、いわゆる産廃で処分するんですか。どんなして処分するのかなと思って。

○大森漁港漁場整備室長 今確保しております浮魚礁につきましては、解体処分をすることとしております。

○濱砂委員 再利用はできなかったものですかね。

○大森漁港漁場整備室長 浮魚礁につきましては、流出した際に損傷を受けておりまして、再利用はできないということで、今回処分をすることとしております。

○濱砂委員 処分の金を、1,000万円もかけて、何かできんかったもんかなと。

○重松委員 関連ですが、この3号が流出したんですけれど、1号から6号までありますが、同じ業者がつくっているんですか。

○大森漁港漁場整備室長 製作据えつけを5基行っておりますけれども、同じ業者もいますが違う業者もいて、1社だけではございません。

○重松委員 わかりました。

○二見委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では、次に、報告事項に関する説明を求めます。

○鈴木農政企画課長 報告事項の1点目、損害賠償額を定めたことについて御説明をさせていただきます。

常任委員会資料の11ページをお開きください。

損害賠償額を定めたことについて、先月、専決処分を行いましたので、御報告をさせていただきます。

事案は、県有車両、いわゆる公用車による交通事故2件でございます。

1件目は、平成30年4月6日、日南市中央通1丁目、日南市役所駐車場におきまして、公用車を後進により出庫しようとしたところ、公用車の右後部バンパーが停車していた相手方の車の運転席側ドアに接触し、損傷させたものでございます。

2件目は、平成30年6月25日、日向市大字富高の宮崎県北部農業共済組合駐車場におきまして、同じく公用車を後進により出庫しようとしたところ、公用車の左後部と後方に駐車してありました相手方の車の右前部が接触し、相手方の車のバンパー部分を損傷させたものでございます。

損害賠償額は、1件目が9万269円、2件目は8万6,984円でございますが、双方とも県が加入する任意保険から全額支払われてございます。

2件ともに、原因は運転者が公用車を後進させた際、後方確認を十分に行わなかったことに

よるものでございます。

交通安全につきましては、機会あるごとに職員の意識高揚に努めてございますが、今後とも一層の徹底が図られますよう、再発防止に向けて厳しく指導してまいりたいと考えております。

損害賠償額を定めたことについては、以上でございます。

○牛谷農業経営支援課長 公益社団法人宮崎県農業振興公社の経営状況等について御報告いたします。

常任委員会資料の13ページをお開きください。

1の沿革です。当社は、昭和35年に宮崎県農業開発機械公社として設立し、現在は青年農業者等育成センターや農地中間管理機構等として、本県農業振興のための事業を展開しております。

2の組織についてです。役員は、常勤の2名を含む16名、職員は24名の体制となっております。

3の出資金等です。出資金が6,000万円で、このうち県が2,000万円となっております。

このほかに、農業担い手確保・育成基金が、平成29年度末で8億9,000万円余でございます。

14ページをごらんください。

4の事業です。当社は大きく4部門の事業を実施しております。

(1)の農地部門では、農地中間管理事業を中心に、担い手への農地の集積・集約を行う事業等に取り組んでおります。

(2)の担い手支援部門では、農業体験・研修から就農・定着に至る体系的な支援等に取り組んでおります。

(3)の畜産施設部門では、草地・飼料畑の造成や、畜舎等の整備を実施しております。

(4)の新農業支援部門では、本県の6次産業化サポートセンターとして、農業経営の多角化に向けた人材育成の支援等を行っております。

下の参考の(1)長期保有地の推移につきましては、昨年の12月に最後の1カ所を売却いたしましたので、ゼロということになっております。長期保有地が再び発生することのないよう、指導・監督を行ってまいります。

(2)の一般正味財産期末残高の推移につきましては、有価証券の時価回復等によりまして、前年度から約1,900万円増の1億8,000万円余となっております。

次に、公社の平成29年度事業報告について御説明いたします。

お手元の平成30年9月定例県議会提出報告書の105ページをごらんください。

2の事業実績をごらんください。

(1)の農地部門では、平成29年度の事業費が7億3,800万円余で、農地中間管理事業により、農地の貸借を約1,540ヘクタール、農地の買い入れを約40ヘクタール行いました。

(2)の担い手支援部門では、事業費が1億5,700万円余で、基金事業等により、新規就農者の確保・育成のための支援を実施しました。

(3)の畜産施設部門では、事業費が3億6,000万円余で、2地区で飼料畑造成や堆肥舎の改修など、機能保全対策工事を行いました。

(4)の新農業支援部門では、事業費が4,200万円余で、みやざき6次産業化チャレンジ塾や個別相談会の開催により、6次産業化に取り組む農林漁業者への支援を行いました。

次の107ページから、平成29年度の貸借対照表と正味財産増減計算書を掲載しております。

経営状況につきましては、経営評価報告書で御説明いたします。

193ページをお開きください。

まず、中ほどの枠の県関与の状況につきましては、人的支援では9名の県職員を派遣しております。

次に、下の枠の財政支出等です。平成29年度の県委託料は2,900万円余、県補助金は5億8,700万円余、負担金は300万円となっております。

右の欄の県からの借入金残高は2,900万円余で、就農支援資金の原資分であります。

次の損失補償契約等に基づく債務残高は、農地の買い入れ資金等の原資7億2,400万円余であります。

また、下の派遣職員の人件費は、9名分で5,200万円余となっております。

次に、主な県財政支出の内容については、先ほどの補助金、委託料、負担金を4つの事業部門別に掲載しております。

一番下の表、活動指標では、②の就農相談件数は目標を達成したものの、①の農地中間管理事業の借り入れ面積及び③の6次産業化計画認定件数は目標を下回っております。

農地中間管理事業につきましては、昨年度の約1.4倍の実績を上げましたものの、目標3,000ヘクタールには届きませんでした。引き続き目標達成へ向け、さらなる推進が必要と考えております。また、6次産業化につきましては、経営状況の審査が厳格化されたことが、未達成の要因となっております。

次のページをごらんください。

上段の財務状況について、左側の正味財産増減計算書をごらんください。金額については、29年度の欄となります。1段目の公社が事業を行うための経営収益から、経常費用を差し引いた2つ下の当期経常増減額は60万円余の増加、また、その3つ下の当期経常外増減額は1,800万円

余の増加で、その結果、3つ下の一般正味財産期末残高は1億8,100万円余となっております。また、その1つ下の当期指定正味財産増減額は、マイナス900万円余となったことから、下から2段目の指定正味財産期末残高は9億9,700万円余となっております。この結果、一般と指定を加えた一番下の正味財産期末残高は11億7,900万円余となっております。

次に、右側の貸借対照表をごらんください。

1段目の資産は、29年度の欄の21億8,800万円余で、主なものは、中間保有しております農地や事業基金でございます。3つ下の負債は、10億900万円余で、主なものは、農地の買い入れのための債務残高や畜産担い手事業等の事業未払い金でございます。この結果、3つ下の資産から負債を引いた正味財産は、先ほど申し上げた11億7,900万円余でございます。

次に、その下の枠の財務指標です。

①の県補助金等比率は、目標値90%に対し、実績値は84.7%、②の法人運営のための管理費比率は、目標値1.4%に対して、実績値は0.7%となっております、いずれも目標を達成しております。

次に、一番下の枠の総合評価の県の評価でございます。

活動指標は、2つの指標が未達になったものの、制度変更などの影響がありながらも一定の成果を上げていることを評価しております。財務指標は全ての指標を達成しており、今後も管理費の削減や事業費見直しなどの継続した取り組みを求めています。

平成29年度の事業報告は以上であります。

続きまして、平成30年度の事業計画について御説明いたします。

報告書の115ページにお戻りください。

本年度の事業概要及び事業計画は、昨年同様に4部門で各種事業を実施し、本県の農業振興を図る計画となっております。

次に、116ページの正味財産増減予算書です。Iの一般正味財産増減の部(1)の経常収益は、次の117ページ上段枠内の経常収益計16億4,400万円余、それに対する(2)の経常費用については、119ページ中段枠内の経常費用計17億200万円余であり、平成30年度の経常増減額はマイナスの5,700万円余を見込んでおります。また、下のIIの指定正味財産増減の部は、基金の運用益等の振りかえ処理により、当期指定正味財産増減額は4,500万円余のマイナスと見積もっており、その結果、一番下のIIIの正味財産期末残高は10億8,100万円余を見込んでおります。

以上で、農業振興公社に関する報告を終わります。

○林田漁業・資源管理室長 一般財団法人宮崎県内水面振興センターについて御報告をいたします。

まず、常任委員会資料の15ページをお開きください。

1の沿革です。当センターは、内水面における漁業及び養殖業の振興を図るとともに、水産動植物の保護培養など、内水面の振興に資することを目的として、平成6年11月に設立されております。

2の組織ですが、役員は理事長以下計9名、職員は11名となっております。

3の出資金ですが、出捐金は3,000万円で、このうち県が1,500万円となっております。

4の事業につきましては、県議会提出報告書で御説明をさせていただきます。

それでは、平成30年9月定例県議会提出報告書の121ページをお開きください。

平成29年度事業報告書についてでございます。

2の事業実績ですが、(1)内水面における漁業及び養殖業の振興に関する事業では、ウナギ稚魚の取り扱い条例に基づく書類調査や現地調査、あるいは内水面振興法に基づく、稚魚の池入れ量の制限に係る指導・監視を行いました。

(2)の内水面における秩序維持対策に関する事業では、巡回パトロールによる河川環境の監視及び河川利用秩序維持の指導のほか、県警や海上保安部と連携し、稚魚の違法な採捕の防止に努めました。

(3)の内水面の増養殖用種苗の採捕、供給に関する事業では、大淀川と一ツ瀬川において、ウナギ稚魚の採捕を行い、昨漁期につきましては全国的な不漁でございましたので、採捕量は25キログラム、収入額は3,200万円余となったところです。

(4)の内水面の水産動植物の保護培養及び環境保全に関する事業では、アユやウナギの放流、ウナギ稚魚の来遊状況調査などを行い、資源の保護・培養に努めました。

次に、経営状況の詳細につきまして、出資法人等経営評価報告書により御説明をいたします。

同じ報告書の195ページをお開きください。

まず、中段の枠の県関与の状況をごらんください。人的支援では、平成29年度の県職員が、非常勤の役員2名、常勤職員の2名であり、また県退職者が常勤の役員2名となります。

その下の財政支出等でございます。平成29年度は、県委託料が4,000万円余、県補助金が1,400万円余、その他の県からの支援等として、経営基盤強化対策資金が3,000万円、これらの詳細につきましては、その下の主な県財政支出の内容に示しているとおりでございます。

次に、一番下の活動指標の欄でございます。

①の県内産種苗に占めるセンターの採捕量割合は、目標値の30%に対し、実績は24.9%、達成度は83%でございます。②の県内各河川の監視・指導回数は、目標値200回に対し実績は208回で、達成度は104%、③の稚魚放流量は、目標値12万尾に対し実績は12万3,000尾余で、達成度は102%となったところです。

続きまして、196ページをごらんください。

上の財務状況の欄の左側、正味財産増減計算書の平成29年度の欄をごらんください。

事業活動による経常収益は9,200万円余、経常費用は1億1,400万円余で、その下の当期経常増減額はマイナス2,157万円となったところでございます。その結果、この欄の一番下になりますが、正味財産期末残高は6,200万円余となりました。

右側の貸借対照表です。一番右端の平成29年度の欄ですが、一番上の資産は1億1,100万円余で、主なものは、基本財産や減価償却引当資産でございます。3つ下の負債でございますが、短期借入金など4,900万円余となり、この結果、資産から負債を差し引きました正味財産、中ほどにございますが6,200万円余となったところです。

次に、ページ中段に載せております財務指標でございます。①の自主事業収入額は、シラスウナギの不漁により、目標の8,200万円に対し、実績は3,200万円余となり、達成度は39%、②の短期借入金縮小額は、目標の1,000万円の縮小ができなかったところでございます。

ページ一番下の総合評価の欄、右側の県の評価でございます。記録的なシラスウナギの不漁により、自主事業収入が不安定となっておりますが、採捕技術や入札方法の見直し等により、経営の安定化・効率化に努めるとともに、減少す

るウナギ資源の適正管理に向けて、その役割を果たしていく必要があるとしております。

続きまして、平成30年度の事業計画についてです。

同じ報告書の127ページをごらんください。

今年度の事業内容につきましては、項目立ては変わりませんが、昨年のシラスウナギの不漁など、ウナギ資源を取り巻く情勢が一層厳しさを増す中、国際的な資源管理の取り組みを進める必要があり、稚魚の安定供給と秩序維持だけでなく、資源の適正な管理に果たす役割も重要となると考えておりますので、関係機関と連携して取り組みを進めてまいります。

次のページの3の収支予算書でございます。一番上、1の事業活動収支の部の1、事業活動収入につきましては、昨年のウナギ稚魚の不漁を受け、中ほどにございますが種苗販売事業収入、これにつきまして900万円減の7,300万円の計画とし、その結果、中段にございます事業活動収入計、これについては1億2,500万円で計画をしているところでございます。

次のページ、129ページにまいりまして、下のほうの横枠囲みの事業活動収支計の欄でございますが、1億1,600万円で計画をしております。その結果、その下の事業活動収支差額は930万円の予定としております。

その次、その下の2の投資活動収支の部でございますが、次のページに行ってくださいまして130ページの横枠囲みの欄の上から2番目でございます。投資活動収支差額ですが、66万円余で計画をしております。

次の3、財務活動収支の部の下のほうに参りまして、財務活動収支差額ですが、短期借入金、ことは圧縮できませんでしたが、30年度につきましては圧縮したいということで、マイナ

ス1,000万円を見込んでいるところでございます。

内水面振興センターについては、以上でございます。

○外山漁村振興課長 一般財団法人宮崎県水産振興協会の経営状況について御報告いたします。

常任委員会資料の17ページをお開きください。

まず、当協会の概要について御説明いたします。

1の沿革ですが、昭和56年4月、つくり育てる漁業の根幹を担う県営の栽培漁業センターとして設立され、その後、他法人の事業受け入れ等を経て、平成25年4月に一般財団法人へと移行しております。

次に組織ですが、役員11名、職員8名となっております。

3の出資金等は、1億5,325万円余のうち、県が50%の7,662万円余を、残りは沿海市町と水産関係団体が出捐しております。

18ページの4の事業でございます。

当協会では、(1)から(4)の事業を実施しております。

詳細につきましては、お手元の平成30年9月定例県議会提出報告書で御説明いたします。

131ページをお開きください。

平成29年度の事業報告書でございます。

2の事業実績について、(1)の栽培漁業振興事業では、体験放流等による栽培漁業の普及啓発とヒラメ等の放流用種苗の生産・供給を、(2)の魚類養殖適正管理指導事業では、養殖業の健全な発展のため、ブリ稚魚の需給調整や、高品質カンパチの供給体制の確立に向け、種苗生産技術の向上に取り組んでおります。(3)の種苗生産技術開発事業では、放流用の新魚種として、アマダイの種苗生産技術開発を、(4)の

養殖用種苗供給事業では、養殖現場のニーズに対応した種苗の生産を実施しており、現在、マダイ、シマアジ、カワハギ等を供給しております。

続きまして、経営評価について御説明いたします。

197ページをお開きください。

中ほどの表、県関与の状況をごらんください。人的支援では、常勤役員と職員を兼ねた県職1名、常勤の役員に県職OB1名及び職員を2名派遣しております。財政支出等ですが、平成29年度の県の委託料は、アマダイ種苗生産事業等で327万円余、県補助金は、放流用のヒラメ、アユ等の生産・供給に対する支援といたしまして、3,523万円余となっております。また、県職員人件費につきましては、県から派遣している職員3人に対し、1,535万円余を支給しております。

次に、一番下の表の活動指標ですが、3つの項目を掲げております。

まず、①の放流用種苗生産尾数は、目標値34万尾に対して、達成度は121.5%、②のヒラメの放流魚混獲状況は、ヒラメの漁獲量に占める放流ヒラメの割合で、目標値13.5%に対し、達成度は51.9%、③の栽培漁業に関する普及啓発は、見学者数とホームページ閲覧者数の合計値で、目標値3,450人に対しまして、達成度は139.4%でございます。

続きまして、198ページをお開きください。

財務状況でございます。

左上の正味財産増減計算書をごらんください。中ほどやや下に示しております当期一般正味財産増減額は、360万円余の減となっております。したがって、一番下の正味財産期末残高は、平成29年度は2億8,149万円余となりました。

次に、右上の貸借対照表をごらんください。平成29年度の資産3億2,371万円余、3行下の負債は4,222万円となっております。したがって、その3行下ですが、平成29年度末の正味財産は2億8,149万円余となっております。

次に、下の財務指標です。

まず、①の1人当たりの自主財源収入額は、目標値790万円余に対し、達成度は132%です。②の収支比率は、目標値103.6%に対し、達成度は94.7%、③の主な収益事業魚種の販売収入は、目標値8,641万円余に対し、達成度は91%でありました。

最後に、下の表にあります総合評価でございます。

表右の県の評価といたしましては、経営改善計画に沿った運営を行ってきた結果、平成25年度から4期連続で黒字、平成29年度は主力魚種の販売不振もあり、わずかに赤字決算となりましたが、中長期的には経営改善傾向にあると考えております。

平成29年度の事業報告については以上でございます。

続きまして、平成30年度の事業計画について御説明いたします。

報告書の136ページにお戻りください。

今年度の事業計画は、おおむね昨年度と同様で、記載のとおり、2の事業計画のとおり実施することとしております。

137ページをごらんください。

3の収支予算ですが、Iの一般正味財産増減の部につきましては、1の経常増減の部の一番下、表の中ほどの当期経常増減額が35万円余、2の経常外増減の部の(2)経常外費用の4行下の法人税等で250万円を見込んでおり、当期一般正味財産増減額がマイナスの214万円余となる

ことから、Ⅲの正味財産期末残高を2億7,935万円余と見込んでおります。

以上で、宮崎県水産振興協会に関する報告を終わります。

○谷之木畜産振興課長 畜産振興課から3つの団体について御報告をさせていただきます。

まず、一般社団法人宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金協会についてであります。

委員会資料19ページをごらんください。

1の沿革にありますように、当協会は平成8年2月に設立され、25年11月に一般社団法人に移行しております。

2の組織ですが、役員は、会長理事ほか監事を含む17名でありまして、県経済連へ事務委託しており、法人としての専属の職員はおりません。

次に、3の出資金等ではありますが、寄託金として6,166万円、そのうち県から2,000万円で、比率は32.4%となっております。

続きまして、4の事業につきましても、和牛肥育農家等からの積立金により基金を造成し、和牛枝肉価格の低下時に補填金を交付する事業を実施しております。

参考としまして、(1)の積み立て頭数と補填頭数を示しておりますけれども、平成29年度は積み立て頭数2万428頭、補填頭数8,661頭となっております。

(2)の①積立金単価といたしましては、通常時は1頭当たり2,500円を、高価格時には、同じく5,000円を積み立てております。一方、②の補填金単価は、枝肉単価が基準単価を下回った場合に、1頭当たり1万円を上限として交付することになっております。

続きまして、9月定例県議会提出報告書の199ページをお開きください。

県関与の状況につきましては、非常勤の役員に県職員1名の人的支援を行っております。一番下の活動指標といたしましては、基金造成額と補填金交付額を設定しておりますが、達成率は、それぞれ105.7%と193.4%となっております。

次に、200ページをお開きください。

上の財務状況につきましては、左側の収支計算書ですけれども、平成29年度の収入は1億3,824万3,000円、支出が1億3,823万7,000円であり、一番下の当期収支差額は6,000円のプラスとなっております。右側の貸借対照表ですが、資産は平成29年度の欄、8,154万8,000円、負債は7,962万6,000円であり、資産から負債を差し引いた正味財産は192万2,000円となっております。なお、負債につきましては、未払い金と価格差補填準備金を流動負債に、各会員の預かり寄託金を固定負債に計上しております。

次に、中段の財務指標につきましては、適正運営の指標として収支バランスを設定しておりまして、達成率は100%となっております。

一番下の総合評価の県の評価ではありますが、肥育素牛の高騰や飼料価格の高どまりによりまして、肥育経営における生産コストが上昇している中、当協会の活動は和牛肥育農家の経営安定のために大きな役割を担っております。補填につきましては、基金の範囲内で行われておりまして、財務内容は健全であり、組織運営も良好であると評価いたしております。

続きまして、一般社団法人宮崎県家畜改良事業団についてであります。

委員会資料20ページをお開きください。

1の沿革につきましては、昭和44年9月に設立されまして、平成24年10月に一般社団法人へ移行しております。

2の組織につきましては、役員が理事長ほか監事を含む22名、職員は22名で、3部5課で構成されております。

次に、3の出資金等ではありますが、寄託金として9,800万円、そのうち県が4,000万円で、比率は40.8%となっております。

4の事業としましては、種雄牛の繋養管理、凍結精液の製造と譲渡、産肉能力検定等を実施しております。

参考といたしまして、凍結精液ストローの譲渡本数の推移を示しておりますが、平成28年度から13万本を超える状況が続いておりまして、ここにも繁殖雌牛の増頭の効果があらわれてきているものでございます。

続きまして、9月定例県議会提出報告書の201ページをお開きください。

県関与の状況につきましては、常勤の役員に県OB1名、非常勤の役員に県職員1名、県OB1名の人的支援を行っております。

また、財政支出等につきましては、平成29年度は補助金としまして9,549万2,000円を支出しております。

次に、その下の主な県財政支出の内容ではありますが、①の肉用牛産肉能力検定事業における直接検定及び現場後代検定事業は、種雄牛の産肉能力検定を実施するもので、種雄牛の候補となる直接検定牛の購入費や、産肉能力検定に係る費用でございます。

また、②及び③の事業は、産肉能力検定を円滑に実施するための推進費でございます。

一番下の活動指標といたしましては、凍結精液の譲渡本数を指標と設定しておりまして、実績は13万7,563本で、達成率は110.1%となっております。

次に、202ページをお開き下さい。財務状況に

つきましては左側の収支計算書ですけれども、平成29年度の収入が5億3,383万1,000円。支出が5億1,264万7,000円であり、当期収支差額は2,118万4,000円のプラスとなっております。

右側の貸借対照表でございますけれども、資産は平成29年度の欄、9億1,276万7,000円。負債が2億5,662万6,000円であり、正味財産は6億5,614万1,000円となっております。

続きまして、財務指標についてでございます。①の自己収入比率の達成度は104.1%であり、②の管理費比率の達成度は114.5%となっております。

一番下の右の欄、県の評価といたしましては、県内の繁殖雌牛の増加や6月に終了しました産肉能力検定で脂肪交雑が県内歴代1位の満天白清号などのように、若くて能力のある種雄牛が造成されておまして、今後も凍結精液の安定供給が期待されるところでございます。

また、長年の課題であります施設の補改修等に対応するため、平成29年度の収支から引当金の積み増しができたことは、長期的な視点でも評価できるものと思われまます。

最後に、一般社団法人宮崎県酪農公社についてであります。委員会資料21ページをごらんください。

1の沿革にありますとおり、昭和43年8月に設立され、平成25年4月に一般社団法人へ移行しております。

2の組織につきましては、役員は理事長ほか監事を含む11名で、職員は14名であります。

次に、3の出資金等ではありますが、1億6,058万円のうち県の出資額は8,000万円で、49.8%の出資比率となっております。

続きまして、4の事業であります。

まず、酪農家から預かった乳用子牛を育成し

た後、妊娠させ、酪農家に戻す預託事業で、下の表、(1)にありますとおり、頭数は増加傾向にあります。

そのほか、生乳生産や和牛子牛生産・販売等を行っております。

続きまして、9月定例県議会提出報告書の203ページをお開きください。

県関与の状況としましては、非常勤の役員2名の人的支援を行っております。また、財政支出等としましては、補助金として公社の施設整備に係る起債償還額を出資費割合に応じて補助する運営強化対策事業276万9,000円を支出しております。

そのほか、運営強化を図るため、1億2,000万円を貸し付けております。

一番下の活動指標でありますけれども、①の預託牛の延べ頭数は118.6%と目標を達成しましたが、②の生乳出荷量は、92.3%と、今年の夏場の猛暑等が影響しまして、目標を達成することができませんでした。

次に、204ページをお開きください。一番上の財務状況につきましては、左側、損益計算書平成29年度の上から4段目の営業利益としまして、1,009万5,000円の収益があり、一番下にあります当期純利益では、576万8,000円と、平成28年度に引き続き2期連続で単年度黒字となっております。

右側の貸借対照表ですが、資産は平成29年度の欄、2億8,571万7,000円。負債は4億7,534万4,000円。純資産は、マイナスの1億8,962万7,000円となっております。

続きまして、財務指標につきましては、①の当期収支差額ですが、先ほど述べましたとおり、単年度黒字の目標を達成し、達成度は101.9%となっております。その他の項目の達成度につき

ましては、②の自己収入比率が94.7%、③の管理費比率が101.7%となっております。

一番下の右の県の評価でございますが、預託事業において、酪農家に対し、パンフレット等の配布により周知した結果、平成28年度に引き続き、目標を上回る頭数を確保することができ、加えて家畜の事故率の改善や職員の飼養管理技術も安定してきたこともあり、平成29年度の目標とした単年度黒字化を達成することができました。

30年度におきましても、経営改善計画を確実に実行し、引き続き単年度黒字化が達成できるよう関係機関と連携し、支援してまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はありませんか。

○高橋委員 農業振興公社の担い手支援の関係ですけれど、就農資金、準備型と育成型でいいですよ。

それで、要件を厳しくされたということをちょっと聞いたんですけれど、いわゆる支給の要件を厳しく、ハードルを上げたといった経緯がありますか。

○牛谷農業経営支援課長 次世代人材投資資金についての、旧青年就農給付金でございますが、給付要件が厳しくなったということについてはちょっと把握をしていなくて、大変申しわけございません。

○高橋委員 審査は厳しくしないといけないわけですが、なぜこんなことを聞くかということ、兼職を認めてますか。例えば、準備型は学生とかいるからアルバイトとかしてもいいんでしょうけれど、例えば育成型は、兼職を認めてますか。

○牛谷農業経営支援課長 兼業は認めていません。

○高橋委員 実際にその要件があるはずだから、要件が満たなければ支給停止だったり、あるいは途中でリタイアした場合には返還というのが生じるわけだと思うんですけど、実際そういったケースがあるのであれば、何件あるのか教えてください。

○牛谷農業経営支援課長 例えば準備型で申し上げますと、実績の中にもありますけれども、29年度は7件ございまして、800万余の返還が生じております。これは、研修を途中で中止したとか、研修後就職先が農業ではなかったとか、民間の機械メーカーさんに勤めたとか、そういう方は対象外になりますので、当初御説明しているわけですが、返還が生じているというところでございます。

○高橋委員 もう一方はないですか。

○牛谷農業経営支援課長 経営開始型につきましては、市町村が事業実施主体となっておりますので、公社の部分についてはございません。

○高橋委員 確認します。経営開始型は公社のお金じゃないということですね。

○牛谷農業経営支援課長 準備型は、県が事業主体でございまして、公社のほうにやっていたらいいんですが、経営開始型につきましては市町村が事業主体になっておりますので、公社ではございません。

○高橋委員 わかりました。では、先ほどの準備型で29年に7件返還、800万円の額を求めたということで、これはしっかり返還されているということよろしいんですね。

○牛谷農業経営支援課長 返還金が入ってきて、国のほうに返しております。

○高橋委員 市町村が実施主体の、育成型の財

源は国でいいんですか。

○牛谷農業経営支援課長 国の交付金でございます。

○高橋委員 10分の10ですか。

○牛谷農業経営支援課長 そうでございます。

○濱砂委員 ウナギの採捕状況を見ると、25キログラムで幾らの収入だったかな、計算すると1グラムが1,285円ぐらいになる。これ大体、1匹が幾らぐらいするものですか。

○林田漁業・資源管理室長 通常、シラスウナギ1キログラムで5,000尾とされていますが、昨漁期の平均単価、センター分がキロ130万円ということになります。

○濱砂委員 ウナギの稚魚採捕事業収入額が、実績で3,213万7,000円。25キロですから、今計算したら1グラムが1,285円なんです。1匹にするのとどのぐらいするものかなと思ってですね。

○林田漁業・資源管理室長 1尾260円ということになります。

○濱砂委員 この流通がよくわからないんですけど、採捕したウナギはどうやって流通しているんですか。

○林田漁業・資源管理室長 本県につきましては、全国で唯一ですがシラスウナギの取り扱いに関して、ウナギ稚魚の取り扱いに関する条例を定めております。

この中で、必ずウナギの譲り受け、譲り渡し——要するに収集して養鰻業者に出荷していくものについては、条例に基づく登録を受けるという義務が生じております。これらのものは、県の登録を受けて、各河川で採捕されたものを——内水面漁協も登録を受けております——この指定集荷人が収集して、養鰻業者に供給するという条例による仕組みをつくっておりますので、この相互のやり取りをチェックするという

ことを内水面振興センターにも役割として担っていただいております。

○濱砂委員 昔よく、新聞なんかでこう、闇でとる人なんかがよく出ていたじゃないですか。

やはり、その闇の業者というのもいるんですか。

○林田漁業・資源管理室長 これは、国の報告の中で、本県というよりも全国的にやはり闇流通があるとされておりまして、例えば平成29年漁期で言いますと、国内のシラスウナギの採捕報告量が7.7トン。税関のほうで把握されます輸入数量が6.1トン。合計しますと13.8トンということになるんですが、養殖業は、現在、国の許可制になっておりまして、池入れ量が全て管理されております。その池入れした報告数量が19.7トンというところで、5.9トン合わない状態となっております。この部分が不明なものとして、国のほうもこれをいかに透明化するかということを目指して掲げております。

○濱砂委員 食べる量の、消費量のウナギと、採捕量の違いが前から指摘されているんですよ。輸入のウナギも稚魚があるんですか。

○林田漁業・資源管理室長 輸入のシラスウナギとして、税関統計のほうにきちんと出てまいります。それは我々が管理すべき二ホンウナギ、それとその他のウナギ——いわゆるヨーロッパウナギですとか、そういったものに分けて記録がされております。

○濱砂委員 ちょっとわからないんですが、流通は一緒になる。つまり、食卓に上るウナギというのは輸入ウナギも二ホンウナギも一緒になって出てくるのですか。

○林田漁業・資源管理室長 本県で申しますと、先ほど言いましたように、条例によりましてその集出荷をやる集荷人は指定登録をしておりますので、県外あるいは国外のウナギについても、

荷受けをして養鰻業者に入れる。そこはきちんと数量を記録し、報告するように義務づけております。ただし、他県においては不明な事例も、相当あろうと推定されます。

○濱砂委員 難しい話じゃないんです。食卓に上っている輸入ウナギも二ホンウナギもわからないんじゃないかと思って。要するに、流通の中で分けているんですか。

○林田漁業・資源管理室長 食品に関する表示につきましては、種で表示するようになっていたと思いますので、二ホンウナギは二ホンウナギとして扱われております。

○高橋委員 密輸というのもあるんですね。さっき不明という数字をおっしゃいましたけれど。きょうはそこは話題にしませんけれど、この活動指標のところ、いわゆる県内の河川の監視とか、指導をされていますが、回数ではよくやりましたということで申し上げたいんですが、要はこのことによって密漁が減ったと、あるいは河川の環境がしっかりと回復されたと、そういうことまでおっしゃっていただくと、頑張りましたと言えるのかなと……。

○林田漁業・資源管理室長 ありがとうございます。センターの当初の設立の役割の中で、河川の秩序維持というところは非常に重要な役割としてございますので、県内河川については、適正な形になるように努力をしていただいているところですが、引き続き県も一体となりまして努めてまいりたいと思います。

○高橋委員 密漁の防止というのはどうですか。

○林田漁業・資源管理室長 密漁の防止について、内水面振興センターの情報収集等とあわせて、県も取り締まり活動をやっております。県警、海上保安部も含めて、昨年度も密漁取り締まりをかけて、検挙者については1件でございます

ました。密漁漁具の押収がその他十数件ございます。

相当量減ってきてはおりますが、逆に巧妙化している部分もございますので、そこは引き続き努力をしてまいります。

○重松委員 基本的なことで、だんだん日本国内もその採捕量が減っていくということは、当然輸入量がどんどん増加していくことになるのでしょうか。その比率がもしわかればちょっと教えていただきたいんですけれど。

○林田漁業・資源管理室長 ニホンウナギにつきましては、平成27年度からアジアの中で、中国と台湾と日本と韓国の連携において、共同声明を出しまして、平成26年漁期の池入れ量に対して、資源管理のために20%削減をしましょうと、こういう申し合わせをしております。

現在、国内ではそれに基づき養鰻業を許可制にして、池入れ数量を国が割り当てをしております。したがって、池入れされる量としてはふえておりません。国内管理の目標が21.7トンですが、これ以下に保たれているところでございます。

○重松委員 ということは、現時点では養鰻業者がどんどん減っていくという動きはないということでしょうか。

○林田漁業・資源管理室長 県内の養鰻業者に関しましては減少しておりません。ただ、県外で非常に零細な養鰻業者につきましては、割当数量が確保できない等の問題も生じているようには聞いております。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では、ここで暫時休憩いたしまして、委員会の再開時間を1時10分ということ

でお願いします。

午前11時53分休憩

午後1時7分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○鈴木農政企画課長 第7次宮崎県農業・農村振興長期計画、後期計画の平成29年度の主な取り組みについて御説明をさせていただきます。常任委員会資料の23ページをお開きください。

内容の詳細につきましては、別冊で平成29年度の主な取り組みという題名の冊子をお配りしておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

本日は、今、お開きいただきました23ページからの概要で御説明をさせていただきます。

まず、1、主な指標等の動向でございます。

一番上、左のグラフ、本県の農業産出額の品目別構成比の推移を表してございます。平成28年の農業産出額は折れ線グラフに書いてございます3,562億円と全国第5位で、平成22年の口蹄疫発生時には大きく産出額が落ち込んでいたものの、その後、順調に増加してございます。

品目別の構成で見ますと、畜産が62%、園芸が30%となっております。右側のグラフ、総農家数、農業就業人口につきましては、どちらも年々減少しており、本格的な人口減少社会を迎える中、今後一層の減少が懸念されてございます。

次に、中段左のグラフ、新規就農者数につきましては、平成27年以降、増加傾向でございまして、平成29年には平成以降最多の406人となっております。

その内訳を見ますと、農業法人への就農が237

人と半数以上を占めており、農業法人は新規就農者の受け皿の面からも重要な担い手となっていることがわかります。

中段右側のグラフ、認定農業者数につきましては、平成21年をピークに緩やかに減少しており、産地の核となる担い手の確保が課題となっております。

次に、下段、左のグラフ、集落営農組織数でございます。集落営農組織は、農作業受託を中心に活動する地域農業の重要な担い手でございますが、緩やかな増加傾向で推移しております。右側には農業法人数を記載しております。他産業からの農業参入を背景に、農業法人数も増加傾向にあり、平成29年には778法人となっております。

続きまして、資料24ページをごらんください。

2、重点プロジェクトの構成でございます。

本計画は平成28年度から平成32年度までの5カ年間の計画で、昨年度が2年目でございます。計画の着実な推進を図るため、重点的かつ横断的に取り組むべき施策を重点プロジェクトと位置づけ、そこに記載してございますように販売力の強化、生産力の向上、人材の育成、中山間地域農業の振興の4つの視点から具体的に8つのプロジェクトを掲げ、部局横断的に施策を展開してございます。

そのうち、平成29年度の主な取り組みでございますが、以降、重点プロジェクトの主な取り組みの中で記載してございます。

まず1点目、国際競争力強化プロジェクトにおきましては、輸出拡大に取り組む産地支援や輸出拠点施設の整備などを実施いたしました。その結果、台湾への輸出解禁を受けた牛肉やお茶、カンショを中心に輸出量が増加し、農畜産物の輸出額は約41億7,000万円となりました。

下段②の契約取引推進プロジェクトでは、産地と食品製造業者のマッチングを目指す、みやぎ食の連携研究会によりまして、県内酒造メーカー等が新たに参画し、契約取り引きの取り組みを推進したほか、ピーマンでは全国初となる栄養機能食品として、みやぎビタミンピーマンの販売を開始いたしました。

続いて25ページをお開きください。

③の生産技術高度化プロジェクトでは、茶の吸引式無人防除機の開発など現場の課題や実需者ニーズに応じた新たな技術・品種の開発に加え、土地利用の高度化に向けた水田の圃場整備や暗渠排水、散水チューブなどの畑地かんがい施設の整備などを行いました。

中段④の連携サポートシステム強化プロジェクトでは、加工業務用野菜の産地づくりを促進するため、広域指導体制や産地間連携を強化するとともに、畜産におきましてはコントラクターなど農作業受託組織の強化による生産工程の連携・分業化を推進しております。

次に、下段⑤の未来を切り拓く人材確保プロジェクトでは、産地で新規就農者を受け入れて育てるトレーニングセンターなどの仕組みづくりが前進したほか、農業大学校では模擬会社アグリカレッジひなたを設立し、学生の経営力を育成する取り組みが始まっています。

次に、26ページをお開きください。

上段⑥の宮崎方式人材育成プロジェクトでは、本県農業を牽引するプレーヤーの育成を図るため次世代農業リーダー養成塾や6次化チャレンジ塾を開催するとともに、安全な農産物を供給する産地体制を強化するためGAP指導員養成研修により、指導者を育成しております。

中段⑦の中山間地域農業所得向上プロジェクトでは、中山間地域の特性を生かした収益性の

高い地域特産物導入のため、実証圃を設置して産地化を推進したほか、ひのかげアグリファームに代表されるような中山間地域における農作業受託サービスを展開しております。

最後に、下段⑧の中山間地域の誇り・きずなづくりプロジェクトでは、世界農業遺産の都市圏におけるPRや九州の認定地域と連携した中学生サミットの開催、これらの取り組みにより中山間地の魅力を発信したほか、農地や景観の保全と集落共同活動の活性化を図るため、日本型直接支払い制度の取り組みを推進しております。

以上が、重点プロジェクトの昨年度の主な取り組みでございます。今年度も引き続き市町村や関係団体等と一体となりまして、長期計画の着実な推進を図り、本計画の目標でございます「新たな時代の変化に対応した、みやざき農業の成長産業化」に向け、取り組んでまいりたいと考えてございます。

農政企画課からは、以上でございます。

○福井水産政策課長 常任委員会資料の27ページをお開きください。

第5次宮崎県水産業・漁村振興長期計画（後期計画）平成29年度の主な取り組みについてでございます。

1の主な指標等の動向ですが、近年の生産量は、漁業・養殖業ともにおおむね横ばいで推移しており、平成28年度の実産額は340億円で全国14位に位置しております。

一方、中段にありますように、就業者数は減少傾向が顕著となっており、高齢化も進行しております。

このような中、各種取り組みにより年間30名から50名程度の新規就業者を確保しているものの、さらなる確保が必要な状況にあります。

下の段になりますように、漁船についても登録隻数が減少しており、収益性の低下により漁船の更新が進まず、高齢化が進んでおります。

このような状況を踏まえ、後期計画におきましては2つの重点プロジェクトを設定して課題解決に向けた取り組みを進めているところでございます。

次の28ページをごらんください。重点プロジェクトの取り組み概要についてでございます。

1つ目の、未来へつなぐ漁業担い手プロジェクトでありますように、国の漁船リース事業を活用して新船への更新を図るとともに、右側の写真のように巻き網漁船への新たな機器導入による高鮮度化の取り組みを初め、高収益漁業モデルの実証に取り組んでいるところであります。

また、中段になりますように、担い手対策の推進母体である宮崎県漁村活性化推進機構に、新規就業者受け入れに関する情報を一元管理して積極的に情報発信する、新規就業者応援バンクを開設し、新規就業希望者と担い手募集地域のマッチングを図りました。

2つ目は、本県漁業生産の拡大に向けた魅力ある水産業の構築プロジェクトであります。

生産の最適化については、下段、左の写真にありますように、表層型浮魚礁の更新など、効率的な漁獲の実現に向けた漁場整備や、右の写真にあるようにイワガキなど新たな養殖の実現に向けた取り組みの支援を行いました。

次の29ページをお開きください。

販売の最適化につきましては、上段にありますように、県産水産物販売促進会議を中心として新たな加工流通体制を構築し、大手食品メーカー等と連携した商品開発を実施しました。

具体的には、サメ類の高鮮度加工や各種味つ

けによる業務用商品を開発し、量販店での販売や学校給食での販売を実施しております。

本計画におきましては、ただいま説明した重点プロジェクト以外にも、3つの基本計画を柱とした取り組みも進めております。

中段でございます①地域を担う漁業経営体づくりでは、シーフードショーなどへの出展による販路拡大や、新たな地域ブランドである「ひなた小町」などの販売促進の取り組みを進めております。

また、宮崎キャビア1983が日本ギフト大賞最高賞を受賞するなど、チョウザメ養殖の成長産業化に向けた取り組みを支援しました。

下段にあるように、沿岸漁業では各地域の経験豊富な漁業者による漁労技術の伝承など、新規就業者の定着や収益性向上に向けた取り組みを支援しました。

次の30ページをごらんください。

上段の、②水産資源の適切な利用管理では、宮崎海域アマダイ類の資源回復計画に基づいた資源回復の取り組みを推進し、科学的な資源評価の結果、資源状況の好転が示唆されました。

また、中段左側にありますが、宮崎県内水面漁業活性化計画を策定し、石倉設置を初めとする内水面資源の回復への取り組み等を支援しました。

下の段の③漁港施設の防災対策の強化と機能強化につきましては、10の拠点漁港における防波堤や岸壁の整備、23の漁港を対象とした老朽化対策など、保全事業を実施しております。

今後も関係団体や市町との連携強化を図りながら、各種取り組みを着実に実行してまいります。

なお、別冊の平成29年度の主な取り組みには、施策に関する取り組み状況を詳しく記載してお

りますので、後ほどごらんいただければと存じます。

水産政策課からは、以上でございます。

○小倉中山間農業振興室長 委員会資料の31ページをお開きください。

野生鳥獣による農林作物等の平成29年度の被害額についてでございます。

本件につきましては、昨日の環境森林部の審議におきましても同じ資料で説明が行われておりますので、私のほうからは、農産物関係を中心に御説明させていただきます。

まず、(1)の平成29年度被害の状況についてでございます。

①の部門別被害の状況のうち、農作物につきましては、平成29年度の被害額は3億2,256万4,000円と、平成28年度の3億7,053万円に対して、約4,800万円の減少となっております。

次に、②の作物別被害の状況につきましては、水稻・果樹・野菜の順で被害額が大きく、この3部門で被害総額の65%を占めております。

次に、③の鳥獣別被害の状況につきましては、鹿・イノシシの順で被害額が大きく、この2つで被害総額の約77%を占めております。

次に、(2)の被害額増減の要因についてでございますが、農作物につきましては、交付金等を活用した防護柵の整備や有害鳥獣捕獲等の取り組みが進展するとともに、集落点検や各種研修会、追い払い活動等の地域ぐるみの対策等を推進したことによりまして、県全体の被害額が減少したものと考えております。

また、品目別では、野菜・芋類の被害が増加しておりますが、これは、新たに防護柵を設置した地域から、まだ設置していない隣接地域等へ野生鳥獣が移動したことにより、新たに露地野菜等の被害が発生した地域があるというふう

に伺っております。

次に、(3)の今年度の主な取り組みについてでございますが、鳥獣被害対策マイスターや地域リーダー等の人材の育成を図りますとともに、モデル集落においては集落被害対策ビジョンの作成及び実践を支援し、優良事例として県内各地域へ波及させてまいりたいと考えております。

また、被害防止対策や捕獲対策が進みにくい猿への対策といたしまして、官民学一体となったICTを活用した行動範囲の把握と、それを活用した的確な追い払いの検討をするとともに、引き続き防護柵の整備を推進することで、被害の軽減を図ることとしております。

さらに、処理加工施設の整備を支援することで、捕獲鳥獣の利活用もあわせて進めてまいりたいと考えております。

農政企画課中山間農業振興室からは、以上でございます。

○菓子野農産園芸課長 引き続き次の33ページをごらんください。

平成30年産早期水稻の作柄と価格動向についてでございます。

まず、1の生育・作柄及び検査状況についてです。

(1)生育及び作柄概況につきましては、本年は、田植え後の4月から5月の高温の影響によりまして生育が早まり、茎の数である分けつを確保する期間が短くなり、穂の数は少なくなりました。

全もみ数については、穂の数は少なくなりましたが、1穂当たりのもみ数が多くなったことから、平年並みになりました。

また、登熟——もみの充実のことですが、これは平年並みであったことから、8月15日現在の10アール当たり予想収量は、下の表にもござ

いますが476キログラムで、作況指数100の平年並みが見込まれる状況であります。

次の(2)の検査状況につきましては、8月31日現在の速報値でございますが、左の欄30年産計の数量の合計が1万9,384トンで、1等米比率は右の欄1段下でございますが65.8%、昨年、29年産は4つ下の段46.6%でございましたが、大きく上昇したところでございます。

本年もカメムシ類の発生量が多く、格下げ要因の1位はカメムシとなりましたが、各地域での防除の啓発や適期防除の実施によりまして、昨年度のような被害には至りませんでした。

次に、2の価格動向でございます。(1)本年産の宮崎コシヒカリの時期別の相対取引価格をお示ししております。

相対取引価格は、出荷業者と卸売業者の取引価格でございますが、出荷ピークの比較、太枠で囲んだ部分のとおりでございますが、60キログラム当たりの価格は前年の1万5,500円から1万6,200円に、700円上昇している状況にございます。

また、参考としてお示ししております下の相対取引価格の推移については、平成26年以降、全国平均、宮崎コシヒカリともに価格は上昇傾向にあります。これは、全国的に米の需給がしまった状態で推移したことが要因でございまして、背景としましては、飼料用米など主食用米以外への作付転換が進み、3年連続で生産数量目標が達成されたことで流通在庫が減少したことから、価格が上昇したものでございます。

早期水稻につきましては、日本一早い新米として一定の需要が見込まれますことから、今後とも計画的な生産・販売を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○林田漁業・資源管理室長 常任委員会資料の34ページをごらんください。五ヶ瀬川水系のアユ資源調査結果等についてでございます。

平成28年11月に県が策定した取り組み方針の概要を1に示しておりますが、平成29年から延岡湾での海の稚アユの採捕を停止し、資源が回復しない場合は、来年は門川・日向地区の海産稚アユの採捕も停止し、さらに河川でも瀬がけ漁等の制限に進むという段階的な取り組みを進めているところであります。

この資源回復の状況を判断するため毎年行っております調査結果について御報告をいたします。

2のアユ資源回復に係る評価基準と調査推計値をごらんください。

左側に生活史の図を示しておりますが、アユは海と川を回遊する魚で、資源状況を把握するためには、特に2つの調査が重要となります。

1つ目が、右上の①のグラフに示しました5月の天然尾数、つまり海で育った稚魚が川に上がってきた数でございます。

五ヶ瀬川水系全体として望ましい生息尾数396万尾を基準として赤の点線で示しておりますが、これに対して調査結果は、平成27年生まれの魚が68万尾、平成28年生まれは約2倍になりまして126万尾、そして平成29年生まれは前年の約3倍で基準値を挟んだ336万尾から424万尾にまで増加したと推計されました。

2つ目は、その下の②のグラフに示した、卵からふ化して秋から冬に海へ流れ下る仔魚の数です。

基準値は99億尾で、同じく赤の点線で示しております。平成27年生まれが4億尾、翌年が4.7億尾、平成29年生まれが6.6億尾と順調にふえてきましたが、基準には届いておりません。

しかし、ことし6.6億尾の流下仔魚のうち、400万尾前後が5月の天然資源尾数として遡上してまいりました。99億尾の基準値は、5月の396万尾から経験値に基づき割り戻した数値でございますが、実際には海での生き残りがよければ99億尾の流下仔魚が必要だとは限らないと考えられます。

このような調査結果が出ましたので、この結果を踏まえ、3の今後の進め方でございますが、資源が回復したか否かの判断について専門家の意見を聞いて判断し、資源が回復したと判断されれば現在の取り組みを完結し、資源の持続的利用のための管理を検討することとしたいと思っております。また、回復していないと判断されれば現在の取り組み方針に基づき管理を進めてまいります。

現在、関係者へ調査結果の説明を進めており、10月には専門家会議を開催して、資源状況の判断を行うこととしております。

説明は、以上でございます。

○三浦家畜防疫対策課長 本日、追加で配付いたしました資料をごらんください。

アフリカ豚コレラ・豚コレラの発生状況及び本県の対応についてであります。

まず、Iの中国でのアフリカ豚コレラの発生状況についてですが、アフリカ豚コレラは(1)の特徴にありますとおり、豚やイノシシに感染する伝染病で、致死率が高く、ワクチンや治療法がありません。なお、人には感染いたしません。

(2)の感染につきましても、空気感染の報告はなく、感染畜等との直接的な接触やアフリカ特有のヒメダニの媒介のほか、感染畜等の豚肉など、加熱していない肉製品の給与で感染します。

(3)に海外での発生状況を示しておりますが、アフリカでは昔から常在していたものが、2007年にジョージアに侵入して以降、東欧やロシアで感染地域が拡大し、先月8月にアジアでは初めて中国で発生が確認されたところで

す。(4)の国内対策としましては、家畜伝染病、いわゆる法定伝染病に指定され、国が防疫指針を策定しており、発生国等からの豚やイノシシ及びそれらの肉製品等の輸入が禁止されており、発生時には口蹄疫と同様、殺処分や移動制限の措置が講じられます。

次に、2の中国における発生状況についてありますが、8月3日、地図で言うと朝鮮半島のつけ根の部分になりますが、遼寧省瀋陽市の養豚農場で、アジアで初めて発生が確認されて以降、地図に示しておりますとおり、これまでに6つの省と1自治区で24カ所の発生が確認されるなど、感染が拡大しております。

2ページをごらんください。

IIの岐阜県での豚コレラの発生状況についてであります。

まず、1、豚コレラについてありますが、先ほど御説明したアフリカ豚コレラとはウイルスも異なり、全く違う病気ですけれども、(1)の特徴、(2)の感染につきましては、ほぼ同様です。ただし、豚コレラにつきましては有効なワクチンがあり、国内で蔓延した場合などに備え、国で備蓄されております。

次に、(3)の発生状況であります。国内では明治21年に初めて北海道で確認され、その後、全国に拡大してはりましたが、ワクチンの開発と組織的な予防接種により発生が激減しております。平成4年の熊本県での発生を最後に国内での発生はありませんでしたが、今月9日に26

年ぶりに岐阜県で確認されたものであります。

なお、海外におきましては、中国や韓国を初め、日本を取り巻く各国で断続的に発生が見られている状況にあります。

3ページをごらんください。

(4)国内対策につきましても、アフリカ豚コレラと同様であります。豚コレラにつきましては防疫指針に基づき、毎年、国内の養豚場の清浄性確認のための検査を実施しております。

次に、2、岐阜県における発生状況についてであります。

(1)の発生農場の概要及び(2)の経緯にありますとおり、岐阜市で610頭を飼養する養豚農場から9月3日、県が死亡豚の病性鑑定依頼を受け検査を実施、その時点では豚コレラは否定されましたが、その後、再検査等を進めまして、最終的には9日に国が精密検査の結果を踏まえ、豚コレラの患畜であることを確認したものであります。

(3)の岐阜県での防疫対応としましては、①発生農場の防疫措置は、殺処分・埋却・農場消毒などが9月11日には完了しております。

②の制限区域や③の車両消毒ポイントにつきましては、現在も継続中であります。

また、(4)の監視対象農場としまして、屠畜場、共同堆肥場、獣医師関連の13農場があり、9月の12日までの検査では陰性が確認されております。

なお、(5)野生動物における感染確認検査として9月15日と16日に死亡したイノシシ2頭について、16日のものについては県の検査というふうに記載してございますが、昨日夕方までに国の遺伝子検査で陽性となりまして、いずれも発生農場と同一グループのウイルスであることが判明いたしました。

また、資料には記載してございませんが、昨夜公表された岐阜県の情報では、発生農場から10キロ内で新たに発見された死亡イノシシ3頭からも県の遺伝子検査で陽性が確認されております。

そのほか、箱わな等で捕獲した野生イノシシなど35頭につきましては陰性が確認されております。

(6)の今後の見通しとしましては、養豚農場で新たな発生が見られなかった場合は、10月10日に全ての制限区域が解除される予定であります。

(7)の豚肉など肉製品等の輸出停止及び再開状況につきましては、今回の養豚場での発生を受け、9月9日には一時的に全ての輸出を停止いたしました。本県からの豚肉輸出実績のある香港は11日に、またマカオは12日に輸出が再開されております。

次に、4ページをごらんください。

Ⅲ、本県の対応状況についてであります。

これらの伝染病の発生を受けまして、県では、1、家畜防災メールで情報提供や注意喚起を随時行うとともに、2、生産者や関係機関等との情報共有、防疫徹底を図るため、①にありますように、畜産関係者等の発生国への渡航自粛の要請や、早期発見、早期通報、飼養衛生管理基準遵守の徹底等を文書により通知したところであります。

また、②の会議・研修会等での啓発といたしまして、8月24日には家畜防疫研修会において、国の担当官による本病等の研修を行うなど、さまざまな会議等で防疫の徹底を周知いたしました。

さらに、中国でのアフリカ豚コレラの急速な拡大を受け、9月7日には緊急防疫会議を開催

し、市町村や関係団体等とさらなる防疫対応の徹底を再確認したところであります。

また、3、リサイクル飼料を利用する農場への指導といたしまして、先ほども申しましたけれども、本病に感染した家畜由来の肉製品等でも感染することから、給与する農場へ加熱処理の徹底について家畜保健衛生所が直接指導を行ったところであります。

4の宮崎空港での対応といたしましては、動物検疫所と県が連携しまして、渡航者へ啓発チラシを配布しますとともに、空港ビルにおきましては出入り口の消毒マットの増設を行っていただいたところであります。

また、5の県民への理解促進につきましては、県庁ホームページ等での注意喚起やテレビ・ラジオ等の県政番組による周知・注意喚起等を行っているところであります。

今後とも常在危機の意識のもと、生産者・関係機関と連携し、しっかりと防疫対策に取り組んでまいりたいと思っております。

家畜防疫対策課は、以上です。

○二見委員長 その他報告事項に関する執行部の説明が終了しました。質疑はありませんか。

○高橋委員 農産物も水産物もそうなんですけれども、販売戦略のところ。この24ページのピーマンを見てちょっと思い出したんですけど、昔はいわゆる愛称をつけてました。ピーマンは、グリーンザウルスでしたよね。そういったものももう1つ大事になってくるんじゃないかなと思ったりして、今、そういったサイドの力の入れようというのはどういうふうに取り組んでらっしゃるんでしょうか。

○日高みやぎきブランド推進室長 グリーンザウルスの名称につきましては、そのまま引き続き使用しておりますけれども、その対象となり

ますグリーンザウルスの促成ピーマンについて、さらに平成27年の4月の食品表示法の施行によりまして、生鮮食品にも栄養成分の表示が可能になったことを契機にビタミンピーマンという形で表示をさせていただいて、販売をしているということでございます。

○高橋委員 グリーンザウルスはもう終わったということじゃないんですよね。

○日高みやざきブランド推進室長 名称そのものが終わったということではなくて、新たに追加したような形で販売をさせていただいているということでございます。

○高橋委員 最近、あまり見かけないもんですから。お店で、グリーンザウルスあんまり見ないですよ。

○日高みやざきブランド推進室長 着ぐるみとか、そういったものにつきましては、今でも使用はしておりますけれども、それにプラスした形でこういった新たな表示の販売を開始させていただいたということで、私どもとしては取り組んでいるところでございます。

○高橋委員 関連で水産も聞くけれど、29ページのこのシーフードの真ん中の、ひなた小町っていうのは、宮崎県特有の名称じゃないんですよ。

○福井水産政策課長 ひなた小町は、宮崎の県北で完全国産養殖の種苗を用いた養殖カンパチの地域ブランド名称でございます。

○高橋委員 括弧書きで完全国産養殖のカンパチとあるので、全国共通した名称かなと思ったから、宮崎県特有の名称で理解していいんですね、わかりました。

○西村委員 五ヶ瀬川のアユの調査結果で、先日、この回復基調というのは説明を受けまして、非常にいいことだなと思っておるんですけど

も、その後のスケジュールで今後、関係者との説明会であったり、専門家会議等があると。私もこの前、質問した経緯があるんですが、漁業者の方々はこの専門家の方々を信用してなくて——自分たちの思いと異なる方々の専門家を信用しないというのはお互いわからないでもないんですが、ただ、この専門家の方々の見地を、1年だけの判断で来年以降のことを実行するのかどうかということと、例えば、この県内の専門家会議をやった上で、例えば全国的なそういう調査機関的なところにも相談をするのか、今後の見通しで非常に地元では大きな問題になるもんですから。そのあたりが今回、ざっくりと9月、10月としか書いてないものもありますし、県議会のほうにも、県からの説明は我々受けないというような強い要望書のようなものも上がっておりますので、非常に今後のことが心配なもんですから、このスケジュールも含めて、結論の出し方について再度伺いたいと思います。

○林田漁業・資源管理室長 今後、専門家の意見をお伺いするところにつきましては、全国的なアユの調査等をやられている専門家の方ですとか、そういった方の御意見も聞いていきたいとは考えております。

専門家会議のメンバーについては今から検討いたしますので、また十分客観的な評価が得られるよう検討してまいります。

また、その結果についてもきちんと現場で丁寧にご説明して、フィードバックをしていきたいと考えております。

スケジュール的には10月、少なくとも後半までには専門家会議を終わって次の段階に入りたいと考えております。

○西村委員 ということは、10月いっぱい結論を得るということでよろしいでしょうか。

○林田漁業・資源管理室長 少なくとも資源が回復したか否かの判断については、10月末までにきちんと出したいと考えております。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

ちょっと1点いいですか。

この農業・農村振興長期計画並びにこの水産資源についても御説明いただいたわけなんですけど、よく宮崎の基幹産業であるこの1次産業のポテンシャル、伸びしろというものについてもいろいろ議論があるわけなんですけれども、実際にこの本県の産出額の伸びというのは大変喜ばしいことだとは思いますが、それに伴う産業自体の構造がどうなっているのかをもうちょっと調べなければならないと、前から言っていたんですけれども。要するに、売り上げに対して経費が同じように上がってたら意味がないわけなんですよね。そこ辺の資料というものはこの中には全く出てこないわけで、例えば宮崎県内において農地が拡大したとか、機械化が進んで生産性が向上したとか、そういったところの資料というものはあまり見受けられないわけなんですけど。実際に、何が目的かと言ったら、農業の振興においては、やっぱり稼げる農業というふうにうたっているように、農業並びに水産業もそれぞれの発展の段階で、実際どれだけ本当に収益力があるのかということを見ていかなければならないわけなんです。例えばこの23ページの産出額並びにこの就業人口が減っているということなんですけど、就業人口が減ってて産出額が上がっているということは1人当たりの生産性は上がっているという見方もできるわけなんですよね。そこ辺を全体的にやっぱり総括的に分析しなければならないと思うんですよ。今の段階ではちょっとデータが出そろってないのかなと。

実際に、そこ辺をしっかりと調査しているのかということも含めて、今の県の考え方をお伺いしたいんですけども。

○鈴木農政企画課長 今、二見委員から御質問いただきました点につきまして、質問の趣旨は、まさにこの指標の内容の詳細だと思って理解してございます。

その上で、御説明したあくまで全体の目標は、まさに収益の向上、生産性の確保だと存じてはおりますが、今時点におきましてどの部分が生産性向上したとか単年で把握するというのを今、行っていないのが現状でございます。

他方でちょうど今、経過中でございますが、次期の計画を再来年、また検討することになりますので、その過程で、この5年ないし10年間のあり方、そして今後の展望、まさに午前中に御質問のありました10年、20年を見据えた形のあり方を検証する際には、委員長がおっしゃったような、どれくらい人が減っても大丈夫なのか、もしくはどの部分を機械化、例えばICTですとか、場合によっては外国人労働力ですとか、福祉の力を借りるとか、さまざまな複合的な要素があると思いますので、それを一つ一つ数値化して、次の目標に与えると、そういうことを考えてございますので、あくまでも今、経過の途中のデータと御理解いただければと存じます。

○二見委員長 いろんなそういう細かいデータというのは、行政のほうから現場のほうに要請して出してもらわないといけないわけなので、現場のほうでそれをちゃんと把握しなければそもそも上がってこない数字になっちゃうんですよね。だから、その辺も含めて実際どういう数字が、今後計画を立てる中で必要なのかということをしっかりピックアップして、それがちゃ

んと出してもらえらるような土壌づくり、今の現場に対する情報提供なり、手法なり、そこ辺をしっかりと指導していかなければならないのかなと思うわけなんですよね。現場並びに関係団体、そして行政、それぞれの連携というのをよく言われるわけなんですけれども、そういったところの目標を、ポイントをしっかりと押さえて、今後の検討を進めていってもらいたいというふうに思っているところです。よろしくお願ひします。

ほかは、質疑はないですか。

ないようでしたら、そのほか、何かありませんか。

○高橋委員 建設業の格付の虚偽申請の関係で、農政水産部所管の事業で都城の事業者の受注実績はないのか、確認をしておきたいと思ひます。

○浜田農村計画課長 農政水産部で虚偽申請に関する分についての工事は、2件ございましたけれども、既に虚偽申請の時点では1つは完了しておりますし、その後完了したものがもう1件、合計の2件でございました。

○高橋委員 結局2件とも完了したということですよ。

○浜田農村計画課長 現時点では2件とも完了しております。

○高橋委員 この業者が虚偽申請をしていなければ、そもそもその入札に入れなかったということに理解したらいいですかね。

○浜田農村計画課長 2件とも、昨年度の繰越工事で、前年度までの格付で入札が行われた案件ということで、本年度までまたがったという2件でございます。

○高橋委員 いわゆる前年度の格付で受注資格があった分に入札参加されたから、セーフということにいいわけですよ。わかりました。

きのう、環境森林部の審議が終わってから、この点に気がついたものだから、終わって確認したら、自然環境課で7月契約した事業があるんです。三股の治山事業らしいです。特Aは7,000万円以上ですよ。それで6,300万で入札したらいいですよ。

たまたま、そういった該当がないから、仮定の話で申しわけないけれど、公共三部で統一見解がなければならぬで答弁してもらっていいんですが、この業者は結局虚偽申請で、だまして入札に参加して受注した。これは、契約を取り消してもいいぐらいの、何かそういう判断があってもいいんじゃないかと思うんですけれども、途中でそういう判断を、いわゆる発注者ができるかどうかですよ。そこのところを、もしわかる範囲で答弁いただきたいと思ひます。

○浜田農村計画課長 県土整備部の管理課を主体に、この件に取り組んでおりますけれども、現時点でお聞きしているのは、契約しているものについては有効だということはおかれておりますので、今後のことについては、管理課のほうで今後検討を進めていくという中で、部としてもまた判断していくことになると思ひます。

○二見委員長 ほかに質疑はないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。暫時休憩いたします。

午後1時55分休憩

午後1時59分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。申し合わせにより、委員会審査の最終日に行うことになっておりますので、21日に採決を行うこととし、

平成30年9月20日(木)

再開時刻を13時としたいと思いますがよろしい
でしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 そのように決定いたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 以上をもちまして、本日の委員
会を終わります。

午後2時0分散会

平成30年9月21日(金曜日)

午後0時58分再開

出席委員(7人)

委員	長	二見康之
副委員	長	野崎幸士
委員		濱砂守
委員		西村賢
委員		高橋透
委員		重松幸次郎
委員		来住一人

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主幹	木下節子
議事課主任主事	三倉潤也

○二見委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に各議案につきまして、賛否を含め御意見があれば、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、議案の採決を行います。採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第6号及び第7号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後0時59分休憩

午後1時3分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、先ほどの御意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査について、お諮りいたします。

環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後1時4分休憩

午後1時10分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

11月1日の閉会中の委員会につきましては、先ほど御協議いただいたとおりで御異議はございませんか。

平成30年9月21日(金)

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上で委員会を終了いたします。

午後1時10分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 二 見 康 之